第3回決算特別委員会会議記録

日 時 令和5年9月20日(水曜日)午前10時 0分 開議場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室午後 1時57分 散会

付託事件

認定第1号

- 1 本日の会議に付した事件
 - (1) 認定第1号 令和4年度水戸市一般会計及び特別会計決算認定について
- 2 出席委員(13名)

委員長 君 副委員長 鬼 澤 真 寿 君 小 泉 康 記代美 委 員 悠 紀 君 委 員 君 池 田 土 田 委 員 細 谷 智 宏 君 委 員 森 智世子 君 由紀子 委 理 員 滑 Ш 友 君 委 員 田 尻 君 委 員 佐 藤 昭 雄 君 委 員 藤 濹 康 彦 君 委 員 高 倉 富士男 君 委 員 綿 引 健 君 委 員 松 本 勝 久 君

3 欠席委員(なし)

資産税課長

浅

野

4 委員外議員出席者(2名)

議員中庭由美子君議員田中真己君

5 説明のため出席した者の職,氏名

副市長 田 尻 充 君 副市長 秋 葉 君 宗 志 市長公室長 小田木 健 治 君 政策企画課長 宮 Ш 孝 光 君 交通政策課長 Ш 上 悟 君 総務部長 人事課長 袁 部 孝 雄 君 安 里 裕 行 君 財産活用課長 君 加 藤 富 寬 財務部長 白 田 敏 範 君 税務事務所長 Ш 﨑 幹 男 君 税務事務所 参 事 兼 佐々木 君 財政課長 佐 藤 直 明 君 信 也 市民税課長

君

収税課長

村

沢

晶

弘

君

志

市民協働部長	小	嶋	いつ	み	君	市民協働部副 部長	柏		直	樹	君
市 民 協 働 部 参 事 兼 市民生活課長	白	石	嘉	亮	君	市民協働部 参 事 兼 新市民会館 整 備 課 長	須	藤	文	彦	君
体育施設整備 長	讃	井	正	俊	君						
福 祉 部 長 兼 福祉事務所長	小	林	秀一	!!	君	福祉部副部長 兼福祉事務所 副 所 長	田	中	誠	_	君
生活福祉課長	國	井	敦	男	君	高齢福祉課長	小	林	かお	; b	君
介護保険課長	髙	橋	慎	_	君						
こども部長	野	П	奈 津	: 子	君	こ ど も 部 福祉事務所 参 事 兼 子育て支援課長	大久	保	克	哉	君
こども政策課長	深	谷	貴	美	君	幼児保育課長	松	本		崇	君
保健医療部長	小	Ш	佐 栄	子	君	保 健 医 療 部 保健所技監兼 保健衛生課長	前	田		亨	君
地域保健課長	堀	江	博	之	君	国保年金課長	関	根		豊	君
産業経済部長	長谷	Л	昌	人	君	商工課長	棯	崎	芳	明	君
農業環境整備 課 長	三	村		隆	君						
建設部長	大	和	直	文	君	建設部技監兼 建設計画課長	上	田		航	君
生活道路整備 課 長	小	田	博	之	君						
都市計画部長	太	田	達	彦	君	都 市 計 画 部 技 監 兼 泉町周辺地区 開発事務所長	大	森	幹	司	君
公園緑地課長	隺鳥	井	昭	宏	君	住宅政策課長	潮	田	修	_	君
会計管理者 兼会計課長	永	井	誠	→	君						
教 育 長	志	田	晴	美	君	教育部長	三	宅		修	君
教育委員会事務局 新育部技監兼 学校施設課長	和	田	英	嗣	君	総合教育研究 所 長	瀧		健	_	君

学校保健給食 課 長 相 沢 秀 幸 君 生涯学習課長 湯 澤 康 君 教育研究課長 安 理 恵 君 田 6 事務局職員出席者 事務局長 天 野 純 君 総務課長 加 藤 清 文 君 議事課長 大 嶋 君 議事係長 武 君 実 井 俊 夫 君 書 記 大 内 しおり 書 記 樫 原 和 則 君

〇小泉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから第3回決算特別委員会を開催いたします。 それでは、これより議事に入ります。

認定第1号(令和4年度水戸市一般会計及び特別会計決算認定について)

○小泉委員長 本日の日程は、認定第1号であります。

それでは、昨日に引き続き、ただいまから認定第1号につきまして、通告に基づく質疑を行います。 それでは、初めに、高倉委員から発言を願います。

高倉委員。

〇高倉委員 おはようございます。

認定第1号につきまして,通告に従いまして順次質疑をさせていただきます。

まず最初にですね、令和4年度決算に関しての財政状況についての確認をさせていただきたいと思います。 令和4年度の決算を見ますと, 市税とか歳入のほうは若干回復傾向が見られるのかなというふうに思いま す。どうしてもやはりコロナ禍、これから経済も含めていろんな回復に向かっていく、そういったターニン グポイントになっていくのかなと思います。それとあわせてですね、やはり全体の歳出なんかを見ますと、 扶助費をはじめとするそういった経常的な経費の割合が非常に多くなっているということで、やはり今少 子・高齢化ということで、またいろんな環境も変わってきているので、これから本当に財政規律をしっかり 持ってですね、財政運営をしていかないと、なかなか厳しい状況であるのかなということも感じました。

それでですね、まず、財政統計における各財政指標の評価についてということで、令和4年度決算審査関 係資料の1ページのほうにそれぞれ主な財政統計が載っているんですが、実質収支額、これについては令和 4年度は42億5,908万1,000円と、令和3年度の実質収支額が約60億4,900万円ということ でしたので、単年度収支で見ると約18億円ぐらい減っているという状況でございます。また、この実質収 支比率ですね、これは市税など使途の決められていない収入に対する累積の黒字といいますか、そういう割 合ですけれども、それも7%ということで、前年度に比べると若干下がっております。

また、経常収支比率ですね、これは先ほど申しましたけれども、歳入に対しての経常的な支出の割合が 95.5%ということで、前年度で見ると、少し一歩やはり進んできているということで、財政の硬直化に つながる、ちょっとそういう面もあるということでございます。

また、実質公債費比率については9.2%ということで、若干下がってますけれども、9%台と。また、 将来負担比率については132.9%ということで、ほぼ何年かの間で最も高い比率となっているわけでご ざいますけれども、まずこれらの指標を含めての財政状況についての評価についてちょっとお伺いをしたい なと思います。

- **〇小泉委員長** それでは、ただいまの件について答弁を願います。 佐藤財政課長。
- **〇佐藤財政課長** ただいまの高倉委員の御質問にお答えいたします。

決算審査関係資料の1ページに記載しております指標でありまして、まず、実質収支額につきましては約42億5、900万円となっております。この実質収支につきましては、決算の翌年度にその2分の1を財政調整基金に積み立てるほか、その内容等につきましては、補正予算や翌々年度の予算編成の財源になります財政運営上、貴重な財源になります。そのため、この実質収支が少ない場合には、留保財源が乏しくなりまして、財政運営の余裕度が失われるということでございますので、一定程度の実質収支を確保できることが望ましいと考えてございます。その中で、令和4年度決算で約42億5、900万円を確保できたということはですね、3年度については60億円というような数字が出てますけれども、3年度については市税収入が予算より大きく上振れをしたというふうな特別の事情がありまして、特に大きかったのかなと思っておりまして、過去10年間のこの3年度分も含めた平均としましては、約39億円でありますので、4年度において、それを超える42億5、9007円を確保できましたことは、肯定的に評価できるものと考えてございます。

次に、すみません、実質収支比率につきましては同様に、これは標準財政規模等に占める実質収支の割合ですので、同様の評価をしてございます。

次に、経常収支比率につきましては、この3年度より3.1%の上昇でありますけれども、やはり3年度においては国の経済対策として普通交付税等の追加交付というのがございまして、一時的に比率が改善したものでありまして、この1ページに記載をしておりますとおり、ここ近年は大体95から96%で推移しておりますので、ほぼ例年ベースに戻ったのかなというふうに評価をしているところであります。

続きまして、実質公債費比率でありますけれども、こちらはほぼ昨年と同程度の9.2%でございますけれども、国が定めます早期健全化基準が25%でありまして、これを大幅に下回っておりますので、健全な状態を十分保持できていると考えてございます。

最後に、将来負担比率につきましても、前年度から9.8%増の132.9%となっておりますが、これは 御存じのとおり、市民会館や南消防署の整備といった大規模な投資的事業を完了させるために、市債残高が 増加したということが大きな要因でございまして、現状においては4年度、大規模な投資的事業の市民会館 等が完了しましたので、ここがピークというふうに評価をしているところであります。

〇小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 はい、分かりました。4大プロジェクトとか大きなプロジェクトがあったということで、その 点も令和4年度で完了するということですから、今回そのあたりもちょっと影響したのかなと思いますけれ ども、これらの収支ですけれども、単年度で見るだけではやはり財政状況ってよく分からないのかなと思うのですが、例えば水戸市のほうでこれまで4大プロジェクトも含めて、いわゆる財政運営の指針であります、みと財政安心ビジョン、こういうものを立てて、その計画にのっとって財政運営を進めてきたと思うんですが、例えば財政健全化比率の項目なんかも含めまして、そういういわゆる水戸市が進めてきた計画と比較してですね、令和4年度の状況はどうだったのかということをちょっとお聞きしたいと思います。

〇小泉委員長 佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 ただいまの高倉委員の御質問にお答えいたします。

みと財政安心ビジョンにおいて、実質公債費比率や将来負担比率の見通しを示しておりますけれども、い

ずれの比率もですね、ほぼ計画の想定内もしくは想定を下回っているところで、問題がないというふうに認識をしてございます。

〇小泉委員長 高倉委員。

〇高倉委員 はい、分かりました。大体その計画にのっとった運営がされているということですね。ありが とうございます。

それでは、続いて、ちょっと基金の状況についてということでお聞きしたいんですが、基金については同じ資料の4ページですか、こちらに令和4年度の現在高ということで載っております。

先ほどもちょっとお話がありましたけども、財政調整基金、これは年度間の財源の不均衡の解消とかですね、あと、いろんな災害とかの不測の事態に備える、そういった意味での大変重要な基金でありまして、これまでですね、例えば水戸市では大体標準財政規模の5%ですかね、標準財政規模が600億円程度ですから、おおよそ約30億円、最低このぐらいは維持していこうという、そういう計画だったというふうに思いますけれども、令和4年度については57億円程度まできたんですが、これは先ほどの最初のですね、実質収支がある程度保てたということもあったと思うんですが、基金がここまで成長できたという、ちょっとその件について御説明をお願いします。

〇小泉委員長 佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 ただいまの高倉委員の御質問にお答えいたします。

財政調整基金につきましては、今、議員からも御指摘をいただきましたとおり、標準財政規模の5%、30億円の残高を確保する目標を掲げてございました。コロナ禍で4大プロジェクトを推進する中で、やはり財政の健全化との両立というのは非常に重要でありますので、行財政改革を推進してまいりました。その中で、やはり3年度決算で市税収入が予算より大きく上振れとしたということもあるんですけれども、そういった行財政改革の効果ということも相乗効果としてありまして、それらを踏まえて目標を上回る現時点において約57億5,000万円ほど確保できているものと考えております。

〇小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 ありがとうございました。行革のほうにもしっかり取り組まれてきたと。その結果、こういった形で積み増しすることができたということですね。以前の資料では、プロジェクトが終了する令和4年度末で財調の基金残高が21億円まで減少するという見込みだったと思うんですね。それに対して、57億円まで積み増したというのは、本当にこれは評価すべきことだというふうに思います。ただですね、引き続き計画的な取崩しと、また積立てに努力していただきたいなというふうに思います。

同じく基金の中で、これ、一般会計だったりするんですかね、土地開発基金というのがありますね。一番下の項目ですけれども、25億7、000万円ということで、これは公的利用を目的とする土地の先行取得のための基金でございますけれども、令和4年度決算としては、この資料ではなくて、00155ページにこの運用状況の調書がございますけれども、こちらを見ますと、決算年度中の増減高ということで、令和4年度で約1億7、100万円程度の増があって、また、約1億1、300万円程度の減があったということで、その結果ですね、用地として持っている分が約18億3、400万円ですね。現金のほうが若干増えまして、約7億3、500万円ということですけれども、この令和4年度決算で土地として保有している約

18億3,000万円程度ですかね、このうちいわゆる長期保有になっている土地、例えば事業が完了しているんだけれども、まだ買戻しがされていない、その現況についてちょっとお伺いをしたいなと思います。

〇小泉委員長 加藤財産活用課長。

○加藤財産活用課長 ただいまの高倉委員の御質問にお答えいたします。

今お話がありました長期保有土地というのは、監査のほうでも指摘がございまして、定義づけとしましては、平成10年以前に基金で取得し、既に事業用地として供しておりますけども、償還がされずに保有している土地ということでございます。

こちらの償還状況でございますけれども、ただいまお話のありました155ページの表の中ほどを御覧いただきたいと思います。決算年度中増減高のうち、減という項目が一般会計による償還を示しております。令和4年度は市道用地を1,392.07平方メートル、金額にして6,441万9,902円償還してございますが、このうち面積にして1,113.70平方メートル、金額にしまして4,992万2,464円が先ほど申し上げました長期保有土地の償還によるものでございます。この償還によりまして、令和4年度末の長期保有土地の保有残高としましては、面積にして9,469.6平方メートル、金額にして7億5,253万548円となっております。この保有残高が基金総額に占める割合としましては29.3%となり、前年度末、令和3年度末と比較しまして1.9ポイント低下しております。

説明は以上です。

〇小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 分かりました。これは⑧の監査委員の意見書の中の44ページにもやはりこの点,指摘がございますね。長期保有土地に対しての状況,今御説明あったとおり,29.3%で,前年度より1.9ポイント低下をしたということで,これも計画的に進められているのかなというふうに思いますけれども,依然としてやはりちょっと高い割合でありますので,これから財政状況も厳しいと,一遍にこれを償還というのは難しいかもしれませんけれども,やはり基金の規模も考えれば,しっかりと計画的に買戻ししていく必要があるのかなと思います。

また、あわせましてですね、基金のこの規模の考え方なんですが、これ、条例上定められてますけれども、25億7,000万円です。ただ、近年の土地の取得状況を見ますと、やはりそれほどこの用地を取得しているような状況にないのかなとも考えるので、この適正規模についてもやはりしっかり考えていく必要があると思うんですが、これについての現在の考え方というのはいかがですか。

〇小泉委員長 佐藤課長。

○佐藤財政課長 ただいまの高倉委員の御質問にお答えいたします。

土地開発基金の運用につきましては、事業の円滑な執行を図るため必要となる土地を取得しつつも、先ほど申し上げました長期保有土地の解消を進めることや、事業着手時の償還を確定することにより、さらなる基金の運用状況の改善に努めてまいりたいと考えております。こうした取組により、余剰金が長期にわたり生じるような状態となった場合には、事業用地の取得状況や見通し等を踏まえて、基金の適正規模について検討してまいりたいと考えております。

説明は以上です。

〇小泉委員長 高倉委員。

〇高倉委員 ありがとうございました。

これから新たな総合計画なんかも立てられますので、これから先の需要の見通しとか、そういうものもしっかり勘案しながらですね、この適正な対応をお願いしたいなというふうに思います。

次ですね、市債残高についてということで、これは⑦の11ページですかね、こちらに令和4年度の決算での市債の発行状況ですね、書いてございます。発行額の主なものが新市民会館の整備事業、また臨時財政対策債、南消防署移転改築事業、こういったものがあって、総額で約196億円ですね、発行したということで、この市債全体の残高を見ますと、これは決算審査関係資料の5ページでございますけれども、一般会計で1、484億円となったと。また、特別会計、企業会計を合わせると約2、444億円になって、これは過去最大の市債の残高になったのかなという感じがするんですが、まずですね、この調書についてちょっとお伺いをしたいなと思います。

〇小泉委員長 佐藤財政課長。

〇佐藤財政課長 ただいまの高倉委員の御質問にお答えいたします。

市債残高の増加でありますけれども、これまで4大プロジェクトや中核市移行に伴う保健所の整備など、 大規模な投資的事業を集中的に実施をしてまいりました。さらにこれに加えまして、大きな要因となっておりますのが、国の交付税の原資不足を補填する臨時財政対策債の発行が近年多額だったということも大きな要因でございます。臨時財政対策債につきましては、償還について、後年度の償還で交付税措置が100%ある有利な地方債でありますけれども、国の交付税の原資不足というところで発行額が多くなっておりまして、令和4年度の残高については482億円に上ってございます。先ほど委員から御説明いただきましたが、市債残高の総額が約2,445億円でしたので、このうち482億円を占めるということで、大きな増加の要因となってございます。

このためですね、市債残高の増額は令和4年度で過去最大ではございますけれども、一方で、この臨時財政対策債等を除いた建設事業債の残高ということで申しますと、約1,946億円でありまして、依然として過去のピーク、これが平成16年度でありましたが、このときが2,084億円でありますので、それを大きく下回っているような状況でございます。

〇小泉委員長 高倉委員。

〇高倉委員 ありがとうございます。

市債全体に立ってみないと分からないんですが、今、課長から御説明があったとおり、臨時財政対策債の割合が非常に大きいということで、この臨時財政対策債って平成13年ですかね、2001年から臨時的に国が原資不足で、要は立て替えてくれと、地方自治体に、その交付税の一部を立て替えて市債で発行して確保してくださいということでなっているけれども、それがずっと今まで続いて、結局482億円ですか、ここまで積み増してしまったということですけれども、これは実質的には国のほうで元利償還分ですね、これ、きちんと補塡されると思うんですが、その辺は毎年例えば交付税の算定額にプラスして、それは上乗せになっているんですか、きちんと。

〇小泉委員長 佐藤課長。

○佐藤財政課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

委員おっしゃるとおりで、毎年の交付税において算定がされております。ただ、これは実額の償還というより、国が基準を持っておりまして、そちらの理論的な利率とかで算入をされているところで、実態としましてもほぼ実態とはそんなに乖離はしないところで交付税として算定をされているという状況でございます。

〇小泉委員長 高倉委員。

〇高倉委員 ありがとうございます。

きちんと国のほうでその分が措置されているということですね。ただですね、これは名目上は市債ということで、やはり市の借入れとなってるわけですから、今後どういう見通しになるかも分からない部分がありますので、やはりこの市債の残高ですけれども、これは令和4年度がある程度この市債残高においてはピークというふうに捉えてよろしいんですか。

〇小泉委員長 佐藤課長。

○佐藤財政課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

委員がおっしゃるとおりでありまして、4年度がピークと考えてございます。本年7月にやはり市民会館がオープンしたということで、4大プロジェクトが全て完了いたましたので、そういった状況でありまして、今後はこの残高を確実に減少させしてまいりたいというふうに考えてございます。

〇小泉委員長 高倉委員。

〇高倉委員 よろしくお願いいたします。

それでは、4つ目ですね、収入未済額及び不納欠損額の縮減についてということで、この決算審査関係資料の8ページ、収入未済額の一覧がございます。平成30年度から令和4年度の分と含めてありますけれども、これ全体的な伸び率を見ますと、どうなんでしょう、この縮減に向けての取組というのは進んでいるのか、また、その効果とかについてちょっと教えていただければと思います。

〇小泉委員長 村沢収税課長。

〇村沢収税課長 ただいまの高倉委員の御質問にお答えいたします。

市税の現年度及び滞納繰越分の収入未済額の縮減に向けての取組としましては、納税相談による生活状況の確認や、分割納付の管理、また滞納初期における滞納処分の徹底などの取組を行っております。収入未済額のほう、平成30年度から見まして、年々減少しておりますので、こういった取組が徹底されているものと考えております。

〇小泉委員長 高倉委員。

〇高倉委員 ありがとうございます。

もう一つですね、不納欠損の年度別一覧ということで、11ページにございますけれども、この市税のほうの伸び率を見ましてはいかがでしょうか。ちょっとこの詳細についてもあわせてお願いします。

〇小泉委員長 村沢課長。

○村沢収税課長 ただいまの高倉委員の御質問についてお答えいたします。

市税のほうの収入未済額につきましては、令和3年度と比べ伸び率が低い理由としまして、主な要因といたしましては、滞納処分の執行停止が関係しております。これは執行停止をしますと、その状態が3年間継

続することにより、債権が消滅し、不納欠損となるからであります。令和4年度の不納欠損の減少につきましては、その3年前の令和元年度において財産調査により納付ができないと判断された税額が前年から比べると少なくなったため、その結果、執行停止となる額も減少したものと考えております。

〇小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 分かりました。いずれにしても、これは収入未済も不納欠損に至ってしまうということですね。 やはり税の公平性の観点からですね、この縮減に努めていかなければいけないなというふうに思いますので、 引き続きの取組をお願いをしたいと思います。

では、続いてですね、歳出のほうの主な事業についてちょっと執行状況をお伺いしたいと思います。

まず、2款総務費のうち、移住・定住促進事業についてということで、これは決算資料⑦の23ページでありますけれども、これは昨年度の新規の事業だと思うんですが、267万335円ということで、金額的にはそれほど大きなものではないんですが、これ、移住・定住の促進ということで、これからの市のリーディングプロジェクトであると思うんですね。やはりこれが政策の柱になっていく、その役割になる大事な事業だと思うんですが、こちらで昨年いろんなことをやったんですね、県央地域で。移住体験ツアーとか、移住フェアとか、あるいは移住の相談、これら取り組んだ事業の状況と効果なんかについてちょっと教えていただければと思います。

○小泉委員長 決算資料⑦ですね。⑦の23ページということでお願いいたします。 宮川政策企画課長。

〇宮川政策企画課長 ただいまの高倉委員の御質問にお答えいたします。

当事業につきましては、いばらき県央地域連携中枢都市圏ビジョンに基づく広域連携事業として、県央地域9市町村への移住・定住を促進するため、令和4年度から新たに取り組んだ新規事業でございます。事業を進めるに当たりまして、いばらき県央地域移住・定住促進協議会を設立しまして、県央地域9市町村と連携して取り組んでいるところでございます。

主な取組状況でございますが、PR事業といたしまして、新たに県央地域の暮らしの魅力を紹介するホームページを立ち上げるとともに、SNSにおける情報発信に取り組んでまいりました。あわせて、インターネット上につくられた仮想空間に集まった人々に対して、県央地域の魅力を紹介するメタバースイベントを開催し、多くの移住検討者の方に県央地域の暮らしの魅力を発信してまいりました。

また、移住相談事業としまして、東京ビッグサイトに開設された移住フェアに相談ブースを出店し、移住に関する情報提供を行ってまいりました。特に今回新たに制作したVR映像が好評でありまして、VRゴーグルを装着して映像を体感していただくことで、多くの方から県央地域の暮らしの魅力がとても分かりやすかったという声をいただいております。さらには移住体験事業を実施し、県央地域の暮らしに興味を持った5組、9名の方に実際に訪れていただき、水戸市の暮らし、魅力を詳しく知っていただくことができました。事業の効果でございますが、移住体験ツアーに参加された御家族が具体的に本市の移住を計画され、継続的に移住相談をいただいていることからも、様々な媒体による発信によって本市の暮らしの魅力をしっかりお伝えすることができたものと考えてございます。また、水戸市への移住相談件数が令和3年度の42件から、令和4年度に71件に増加させることができたことも取組の成果の一つであると考えてございます。

今後とも県央地域9市町村と連携を図りながら、様々な取組を積み重ね、移住・定住の促進を図ってまいります。

以上でございます。

- 〇小泉委員長 高倉委員。
- ○高倉委員 ありがとうございます。

初年度ですので、いろんな取組をされて、徐々にですね、そういう効果もこれから現れてくるのかなというふうに思います。先日、新聞を読んでいましたらね、東京圏に住んでいる若い方の意識調査というアンケートがあって、約半数ぐらいの方が地方暮らしに憧れている、そういう結果もございました。ただ、やはり働く場所であるとか、いろんな課題があるということで、それをどうやってですね、そういったニーズをしっかりとした移住・定住につなげていくかというのは、これからの地方自治体の本当に大事な施策になってくるなと思います。やはり今回この県央地域で取り組まれたこういう事業をこれからより効果的な事業を展開していく上でですね、大変重要になってくると思うので、やはり引き続きですね、しっかり取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それではですね、次に、6番の水都タクシーについてということで、これは同じく⑦の24ページですね。 タクシーを活用した公共交通空白地域等における移動手段の確保という事業でございますけれども、これは 昨年から水都タクシーという名称に変わったということで、まずですね、昨年度、市内11地区でタクシー を運行したということですけれども、これは公共交通基本計画の中で、いわゆる空白地域に移動手段を導入 しますよということであったと思うんですが、昨年度はこの11地区でカバーができたんですか。

- 〇小泉委員長 川上交通政策課長。
- **〇川上交通政策課長** ただいまの高倉委員の御質問にお答えいたします。

こちら水都タクシーにつきましては、当初1,000円タクシーという形で事業展開が始まったところで ございます。昨年度、当初計画の11地区全てにタクシーの配置が完了したところでございます。

- 〇小泉委員長 高倉委員。
- **〇高倉委員** 計画していた公共交通が空白のところのほぼ全てをカバーしたということでよろしいんですか。
- **〇小泉委員長** 川上交通政策課長。
- **〇川上交通政策課長** はい、さようでございます。当初計画のとおり、空白地域にはタクシーを配置したというところでございます。
- 〇小泉委員長 高倉委員。
- **〇高倉委員** ありがとうございました。

本当に頑張っていただいて、最初、国田のモデル地区から始まってですね、ここまでカバーできたということで、大変好評であるというふうに伺っていますけども、これは昨年度の利用人数がここで出ていますね。年度途中から始まったところもありますけれども、基本的なこの水都タクシーの枠組みなんですが、決算額で2,596万7,000円とありますけれども、これは事業、例えばこれ、委託というか、タクシーの事業者に対して借り上げたりして行っていると思うんですが、その基本的な事業の枠組みみたいのをちょっと教えてください。

- 〇小泉委員長 川上課長。
- **〇川上交通政策課長** ただいまの高倉委員の御質問にお答えいたします。

事業の枠組みでございますが、予算上は借り上げ料といたしまして、各地区のタクシーを一括で市が借り上げているところでございます。まず、その借り上げに係る当初契約額としては、全体としては 2,93751,500円でございましてそこから地区の皆様に御利用していただいて、御負担いただいた利用料 34054,500円、こちら差し引いた額が決算額として 2,59657,000 円という形となっているものでございます。

- 〇小泉委員長 高倉委員。
- ○高倉委員 事業費全体額の利用料を引いての決算額ということですね。この借り上げの積算なんですが、例えば今1地区1台という形だと思うんですが、例えば時間単価で言うとどのぐらいの単価になりますか。
- 〇小泉委員長 川上課長。
- **〇川上交通政策課長** 1時間タクシーを借り上げることにつきまして、3,050円という基準額が国から示されておりまして、その額で借り上げさせていただいております。
- 〇小泉委員長 高倉委員。
- ○高倉委員 ありがとうございます。これは国のモデル的な事業だということもあって、3,050円ということで、ここである程度事業者と負担を折半しているようなところもあるんですね。昼間の時間帯ですから、あまり使われてない時間帯を活用していくことで、いわゆる借り上げ料も安く済んでいるということだと思うんですが、通常例えば借りた場合はどのぐらいになるんですか、その予約のモデルじゃないタクシーを1時間借りたら。
- 〇小泉委員長 川上課長。
- **〇川上交通政策課長** 例えば全国的にデマンドタクシーというような借り上げの方法もございます。この場合は、30分、3,050円で借り上げることになっておりますので、水都タクシーはその半額で運行しているというところでございます。
- 〇小泉委員長 高倉委員。
- ○高倉委員 分かりました。かなり格安で借り上げているということですね。

あとはですね、先ほど利用料340万円ということで、これ全体の住民に対して、その収支比率については何%ぐらいになるんですかね。

- 〇小泉委員長 川上課長。
- ○川上交通政策課長 ただいまの高倉委員の収支率に関する御質問にお答えいたします。 全地区での昨年度の収支率は11.6%になってございます。
- 〇小泉委員長 高倉委員。
- **○高倉委員** 分かりました。地区によっても違いますしね、必ずしも収支比率が問題になってくるわけではないと思いますね。やはりなかなか公共交通がなかったり、少なかったりという地域ですので、福祉的な役割もあるのかなと思うし、それだけ見るわけにはいかないんですが、ただですね、まだまだ活用していただく、利用していただく、そういった努力もすることで、その事業費も多少なりとも圧縮できるのかなと思う

んですが、今、例えばその利用促進に向けてですね、いろんなサービスの向上とかをしていく必要があると 思うんですが、例えば利用者からの意見聴取の方法とか、あるいは地区会との連携なんかはどうなんでしょ うか。

〇小泉委員長 川上課長。

〇川上交通政策課長 ただいまの高倉委員の御質問にお答えいたします。

地域の声をどうやって拾っていくのかというところでございますが、毎年秋頃に対象の全地区におきまして開催される各地区の役員会等、こういった場に我々職員がお邪魔させていただきまして、直接御意見をいただいているほか、タクシーにアンケート用紙を常設しておりまして、事業者の皆様の声を直接寄せていただく、こういった形で声を拾わせていただいております。

〇小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 利用者の声を拾っていくというのは非常に大事なことだと思いますので、これから活用の促進も含めてですね、今年度から時間の延長も検討しているということも聞いておりますので、しっかりとそういった利用者の声を聞きながらですね、活用の促進につなげていただければなというふうに思っております。それでは、次に、7番の子どもの医療福祉費についてということで、ちょっと時間もあと20分ですので、医療福祉費の中で特に子どもの医療福祉費なんですが、これは対象も非常に多くてですね、件数も昨年、令和4年度で43万1、000件ということで、大体1人当たり11件ぐらいの利用があるということでございますけれども、これは件数だけでちょっと分からないんですが、例えば年代別で見ますと、子どもさんの中でどういった年代の方の利用が多いんでしょうか。

〇小泉委員長 関根国保年金課長。

○関根国保年金課長 ただいまの高倉委員の御質問にお答えいたします。

令和4年度の年代別の利用状況につきましては、支給決定金額ベースでいきますと、未就学児が約35.6%、小学生が約34.6%、中学、高校生相当が約29.8%となっており、年齢が低い世代ほど多く活用されているというような状況でございます。

〇小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 大体予測していたようにと思いますが、やはり年齢が若いほどですね、利用が多くなるということで、そういった年代はやはりいろんな病気にかかりやすかったりするのかなと思いますので、やはりそういった面でもこのマル福制度というのは非常に父兄の経済の負担の軽減につながっているのかなと思います。この医療福祉費については、一部窓口負担がございますよね。月600円でしたっけね、頂いているわけですけども、例えばこういう件数も含めて、年間に直すと負担額というのはどのくらいになるんでしょうか、トータルで。

〇小泉委員長 関根課長。

〇関根国保年金課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

令和4年度の実績における自己負担金のほうにつきましては、令和4年度のデータに基づきますと約2億円ほどと推計されます。

〇小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 結構な金額になるんですね。今、水戸市でもこども・子育て支援をしっかりやっていこうということで、この医療費についても完全無償化というのもあるんですね。いろんな議論の中にあるんですが、 それをやろうとすると、あと2億円ほどかかるということですね、この試算でいくとね。分かりました。ありがとうございます。

次ですね、8番のがん検診についてと。⑦60ページにございます各種がん検診の令和4年度の決算が載っております。決算額で約1億5,000万円ですね。それで、各がん検診の区分、集団、医療機関と受診の人数が載っていますけれども、まずですね、この令和4年度の各種がん検診の実施状況を聞きたいんですが、コロナがあって、この検診の受診というのはかなり控えられてきた経緯があったと思うんですが、どの程度までコロナ前に比べて回復してきているのか。また、コロナ前はですね、例えば市民センターとか、身近なところでこういった検診が受けられるような検査だったんですが、それが変わってきて、いろんな会場に集約されているような状況もあるんですが、そのあたりの状況も含めてちょっと教えてください。

〇小泉委員長 堀江地域保健課長。

○堀江地域保健課長 ただいまの高倉委員の御質問にお答えいたします。

令和4年度の実施状況でございますが、関係団体等と連携しながら受診勧奨に努め、感染対策を講じながら、集団検診と医療機関検診受診を実施したところでございます。集団検診につきましては、委員おっしゃるように、以前は市民センターで開催しておりましたが、コロナになりまして、3密を避けるということで、検診会場を集約しまして、新たに令和4年度につきましては、アダストリアみとアリーナを会場に加えまして、計62回集団検診を実施したところでございます。各種がん検診の受診者数につきましては、集団検診の受診者数の総数は1万9、525人、医療機関での受診者数の総数は2万956人で、合計では4万481人でございます。前年度比5.3%の増で、2、051人増えております。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は落ち込みましたが、令和4年度はコロナ前の水準に回復している状況です。

それから、会場につきましては、今現在も集約しているというところもあるんですが、コロナ前は市民センターのほうでも実施しておりました。特に交通アクセスが十分でない地域の方や、高齢者などには有効であると考えておりますので、引き続き市民ニーズを把握しながら、誰もが受診しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 ありがとうございました。

徐々にこの検診率、回復してきていると思います。ただですね、このがん検診については国の目標のほう も、またさらに高くなっていますので、やはりこれまで以上の取組が必要だと思いますし、今おっしゃった ように、やはり受診機会の拡充というか、より身近なところで受診ができるという取組も非常に大事になっ てくると思いますので、その辺は十分に検討していただきたいなと思います。

このがん検診なんですが、昨年からですかね、ウェブ予約が電話とあわせて行われたということで、私も 昨年からやってみたんですが、非常に便利で、24時間予約が可能で、また、2日前になるとですね、検診 日が近づいてますよということでプッシュ型でお知らせもしてくれているということで、これからこのウェ ブ予約なんかもかなり活用が進んでいくのかなと思うんですが、令和4年度のそういった予約の実施状況と ウェブ予約の効果についてもちょっと聞かせてください。

〇小泉委員長 堀江課長。

○堀江地域保健課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

集団検診におけるウェブでの 24 時間受付可能なインターネット予約と、電話によるコールセンター予約での事前予約につきましては令和 3 年度から実施し、市民の方からも便利になったとの声もいただいております。令和 4 年度の利用者実績につきましては、実人数になりますが、1 万 2 , 9 8 6 人の方に御利用いただきまして、その内訳といたしましては、ウェブ予約が 5 8 %、電話によるコールセンターの予約が 4 2 %でございました。ウェブ予約につきましては、特に若い世代の方からも好評をいただいておりますので、引き続き利用の促進が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

〇小泉委員長 高倉委員。

〇高倉委員 ありがとうございます。

あと、最後にですね、各がん検診の受診率について確認したいんですが、これは令和4年度の受診率でございますけれども、これはいわゆる茨城県の平均値に比べて、水戸市は各がん検診の受診率というのはどうだったんでしょうか。

〇小泉委員長 堀江課長。

○堀江地域保健課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

令和4年度の本市の各種がん検診の受診率でございますが、前立腺がん検診が 6.4%、胃がん検診 6.6%、大腸がん検診 1.9%、肺がん検診 13.8%、子宮頸がん検診 6.5%、乳がん検診 14.9% でございました。また、茨城県内市町村平均の各種がん検診の受診率でございますが、胃がん検診の受診率が 1.0%、大腸がん検診 1.5.2%、肺がん検診 1.9.1%、子宮がん検診 1.5.4%、乳がん検診が 1.6.8%でございまして、本市の受診率と比べまして、それぞれ 2ポイントから 9ポイント上回っている 状況でございます。

以上でございます。

〇小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 いずれもですね、県平均をちょっと下回ってしまっているということですので、これは引き続きの受診率向上の取組というのは非常に大事だなと思います。昨日ね、ちょっとうちのほうに回覧が回ってきまして、水戸市医師会さんの呼びかけで、大腸がん検診を受けましょうという、そういうチラシが回覧で回ってきたんですね。やはり医療関係者のほうもですね、こういう検診の重要性というのは今そういった形で訴えている部分もあります。やはり受診率を上げていく努力というのは、市民の命を守る取組ですから、これからもしっかりとお願いしたいなというふうに思います。

続いて聞きたいと思います。9番目の7款商工費の産業活性化コーディネーター及び企業誘致コーディネーターについてということです。これはですね、⑦の82ページにからに載っていますけれども、水戸市のほうでは商工業の振興ということで、市内の産業を図るために産業活性化コーディネーターを配置して、取組の支援をやっていると。また、企業誘致コーディネーターについては、就業機会のさらなる拡大を図るた

めに様々な誘致活動を行っているということですけれども、令和4年度についてはどのような活動、それぞれ何人ぐらいの配置で行われたのか教えてください。

〇小泉委員長 棯崎商工課長。

○棯崎商工課長 ただいまの高倉委員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、産業活性化コーディネーター、こちらにつきましては、平成29年度から業務委託により配置をしておりまして、事業者のニーズ等に応じまして、当初1名体制から、令和元年度に1名増員して2名体制といたしまして、さらには昨年度、令和4年度からはいばらき県央地域連携中枢都市圏における9市町村の広域連携事業として配置した3名のコーディネーターのうち、1名を水戸市の担当とすることで、現在は3名の配置体制となってございます。

その活動内容といたしましては、本市産業の活性化のため、市内事業者への訪問64

によるヒアリング等を実施し、販路拡大や新製品開発のほか、各種経営課題の解決等に向けた支援を行い、 事業者の経営力の強化を図っているところでございます。昨年度のコーディネーターの活動実績についてで ございますけれども、製造業と情報通信業を中心といたしました市内企業を対象に、延べ1、308回の訪 問を実施し、販路拡大や人材確保、新製品開発等に資する国や県、市の各種助成制度について、計28件の 活用のほか、DXツールの整備、企業間の連携、新事業化の支援など、成果を上げているところでございま す。

続きまして、企業誘致コーディネーターにつきましては、法人営業等に精通した金融機関出身者を平成27年度から嘱託員、現在は会計年度任用職員でございますが、こちらを商工課に1名配置してございまして、土地、建物の情報をはじめ、企業動向等の情報収集を行いながら、企業訪問を実施し、立地希望企業への情報提供や誘致企業のフォローアップなど、誘致活動を積極的に推進しているところでございます。昨年度のコーディネーターの活動実績でございますが、製造業や不動産業、その他金融機関等を中心に、延べ201回の訪問を実施するとともに、企業立地促進補助金の活用等によりまして、市内の製造事業者の工場の増設及び5名の新規雇用が図られたほか、市外事業者の工場等移転、新設、それから、市内事業者の工場新設、計2件の立地決定につながるなどの成果を上げているところでございます。

以上でございます。

〇小泉委員長 高倉委員。

〇高倉委員 ありがとうございます。

産業の活性化と企業誘致というのは、これから水戸市にとっても本当に大事な事業になってくると思います。特にこの企業誘致なんですが、今水戸市のほうではなかなか大型の企業誘致をする場所というのは本当に少なくてですね、なかなか大きな雇用に結びつけるというのは難しいと思うんですが、着実に成果のほうは上げられているようでございますので、これからも引き続きですね、しっかりとした取組をお願いしたいなというふうに思います。

最後に、10款教育費の少年自然の家事業についてでございます。少年自然の家につきましては、平成 28年度にリニューアルされて、利用者のほうも一時期ですね、2万人を超えて2万6,000人ぐらいま で伸びていたと思います。コロナ禍になって、なかなかこの利用というのは難しい状況であったのかなと思 うんですが、⑦の決算資料124ページで、利用件数151件、1万3,813人ということで、ここまで 回復したということでございますけれども、いろいろ宿泊など、まだ令和4年度も難しい状況があったのか なと思いますが、令和4年度の年間の稼働日数や利用状況、また主催事業の実績などについてちょっとお聞 かせをいただければというふうに思います。

〇小泉委員長 湯澤生涯学習課長。

○湯澤生涯学習課長 ただいまの高倉委員の御質問にお答えいたします。

令和4年度の利用状況でございますが、幼稚園、保育所をはじめ、小中・義務教育学校、子ども会やスポーツ少年団等の少年団体の利用など、計151件、延べ1万3、813人の利用がございました。利用者のうち、日帰りでの利用が37%、宿泊での利用が63%となっております。稼働日につきましては、開所日296日に対して193日でございました。また、夏休み前後にコロナの感染が拡大した関係で、夏休みを含めた夏休み前後の利用のキャンセルが多かった状況にございます。

少年自然の家の主催事業の状況でございますが、年度当初17事業を企画し、約700人の参加を見込んでおりましたが、コロナの感染拡大により6事業を中止し、米作りを行う四季の体験学習など、11事業を実施いたしました。延べ379人の参加があったところでございます。

以上でございます。

〇小泉委員長 高倉委員。

〇高倉委員 ありがとうございました。

それとですね、やはり市内のできるだけ小中学生にはたくさん利用していただきたいなと思うんですが、 令和4年度で宿泊学習等での各学校の利用状況などはいかがでしょうか。

〇小泉委員長 湯澤課長。

○湯澤生涯学習課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

令和4年度の水戸市立小中・義務教育学校の利用状況でございますが、小学校、義務教育学校は33校中32校が利用し、未利用校の1校はコロナの感染拡大の時期と重なり、キャンセルとなったものでございます。中学校につきましては、15校中8校の利用で、未利用校のうち、1校がコロナの感染拡大によるキャンセルとなったものでございます。

以上でございます。

〇小泉委員長 高倉委員。

〇高倉委員 引き続きですね、各学校さんのほうにもいろいろ利用、活用をしっかりと促していただきたいなと思います。

また、最後になりますけれども、今年もコロナも5類のほうに移行しまして、状況も大分変わってきているのかなと思います。今後本格的な活用ですね、またコロナ前の利用状況ぐらいまでしっかりと戻していかなきゃならないと思うんですが、令和4年度の決算を踏まえて、今後の取組や、またその需要の予測などがあればちょっと教えてください。

〇小泉委員長 湯澤課長。

○湯澤生涯学習課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

自然体験活動はコミュニケーション能力を育む上で大切なものであり、これまでも本市の小中学校や子ども会、スポーツ少年団等の少年団体に少年自然の家の利用について積極的に呼びかけを行ってきたところであり、今後も引き続き利用の呼びかけを積極的に行ってまいります。

さらに近年、近隣の類似施設の閉鎖に伴い、当該施設を利用していた他自治体の小学校が新たに少年自然の家を利用している状況にあることに加え、本年6月に県が白浜少年自然の家について県立施設としては廃止する方針を明らかにされたことから、例年白浜少年自然の家を利用している他の自治体から少年自然の家の利用について問合せをいただいているところです。このような状況から、今後さらに少年自然の家の活用が図られるものと考えております。

以上でございます。

- 〇小泉委員長 高倉委員。
- **〇高倉委員** ありがとうございました。

これからもしっかりとお願いしたいと思います。

以上でございます。

○小泉委員長 それでは、高倉委員の通告に関連する質疑があれば、発言を願います。 藤澤委員。

○藤澤委員 8番のがん検診事業についてお尋ねいたします。

9月は水戸市におきましては、がん征圧月間というふうな設定であると聞いております。確かに市報にも9月1日号にがんについての検診の案内とございました。ただ、実際の水戸市のがんのいわゆる検診率ということで考えますと、先ほど御説明があったとおりに、10%台ということで、ただ、目指すは50%以上ということでございます。水戸市におきましては、特別にがん検診につきまして征圧月間である9月のPR方法についてお尋ねいたします。

- 〇小泉委員長 堀江課長。
- ○堀江地域保健課長 ただいまの藤澤委員の御質問にお答えいたします。

9月につきましては、がんの征圧月間ということでございまして、本市のPRでございますが、通常の各種広報媒体による活用のPRももちろんでございますが、本年度は特にまず「広報みと」のほうに9月1日号でがんの受診促進の特集を組ませていただきました。そのほか、今ラジオのほうで、FMぱるるんのほうになるんですけれども、水戸市の健康づくり特集ということで、その中でもがん検診受診の促進の特集を組みまして、そこでより一層受診促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

- 〇小泉委員長 藤澤委員。
- ○藤澤委員 御解答ありがとうございます。

そもそもこの今回のがん検診事業につきましては、1,500万円という額が決算額としてございます。 今回のこのがん検診事業につきましての不用額がもしお分かりになればお知らせいただければと思います。

- 〇小泉委員長 堀江課長。
- ○堀江地域保健課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

令和4年度決算審査関係資料の20ページ,21ページに記載がございますが,4款衛生費の健康増進費

の中の委託料が主ながん検診の経費となりますが、不用額といたしましては1,33851,751円でございます。

以上でございます。

- 〇小泉委員長 藤澤委員。
- ○藤澤委員 御解答ありがとうございます。

すみません,私も桁を間違えまして,1億5,082万5,000円幾らですね,決算額が。それについて不用額のほうが先ほどお示しいただきました1,338万円ということでございます。ぜひPRにつきましても,例えばLINEや非常に便利なツールを水戸市は持っております。私もたびたび拝見しておりますけれども,そのLINEであったり,あるいは水戸市のそのような様々なSNSを活用して,ぜひ9月におきましては特にこう言ってはなんですが,何度も何度もお知らせをいただければと思っております。がんは御存じのとおり2人に1人はかかる病気,私も肺がん患者の一人でございます。そういう意味で死亡率もナンバー1ということですので,水戸市のいろいろな様々な医療費の削減にもつながるようにも,がん患者におきましては,精神的にも身体的にも経済的にもいろいろなメリットが早期発見によってございますので,ぜひとも9月は特にそういったPR活動をお願いしたいと思っております。

以上で私の質問を終わりといたします。ありがとうございました。

〇小泉委員長 ほかにございませんか。

佐藤委員。

○佐藤委員 少しですね、私のほうからも御質問等をさせていただきたい。

今までありましたがん検診の関係で、⑦の61ページの予防接種事業の子宮頸がんのキャッチアップを含めての取組について、コロナの関係もあったかと思いますが、先日の報道ではこの子宮頸がん予防接種もまだまだ低いといったところが報道されているということで、この水戸市の状況と、県内における水戸市の受診率というんですかね、そういった数が分かればですけども、お伺いします。

- 〇小泉委員長 堀江課長。
- **〇堀江地域保健課長** ただいまの佐藤委員の御質問にお答えいたします。

子宮がん検診と、それから予防接種の関係のキャッチアップでございますが、予防接種につきましては、保健予防課のほうが所管となりますので、私のほうからは子宮頸がん検診の部分でお答えさせていただきたいと思いますが、子宮頸がん検診につきましては、令和4年度の受診率が6.5%と、県が子宮がん検診が15.4%ですので、県の平均よりも下回っているということで、特に若い世代の方になりますので、開始対象年齢の方には無料化をやっておるところでございますが、令和5年度からは好発年齢に係る部分についても無料化をはじめ、受診促進を実施しているところでございます。特にそのキャッチアップの部分でございますが、保健予防課とも連携しまして、特に両方のほうで受診促進が進むようにPRのはがきのほうに特に記載を入れて受診促進を図っているところでございます。

以上でございます。

- 〇小泉委員長 佐藤委員。
- **〇佐藤委員** 御説明ありがとうございました。

ぜひともできる限りですね、やはり予防接種で失われることない命の対応をですね、こういったところはかなり有効的な手段になりますので、ぜひとも連携しながら受診率アップの取組をお願いしたいなというのが1点。

もう1点がですね、移住・定住促進の⑦の23ページの取組、先ほど課長さんのほうから御説明いただきましてありがとうございました。このメタバースのイベントをやった際のメタバースに入られた総数というかですね、人数の状況についてちょっと御説明いただきたい。

- 〇小泉委員長 宮川政策企画課長。
- **〇宮川政策企画課長** ただいまの佐藤委員の御質問にお答えいたします。

メタバースにつきましては、参加者数が271人、また、ユーチューブでも配信を見ることができますが、 それでも11人の方に視聴をいただいているというところでございます。

- 〇小泉委員長 佐藤委員。
- **〇佐藤委員** ありがとうございました。

昨年度から始まった取組だと伺っておりますけれども、ぜひともやはりこの水戸市の魅力を発信するため、いろいろなイベントをされると思いますが、ぜひともですね、技術的なしっかりとした対応を含めて、今その5組を含めて、継続的に移住促進への関心のある方への対応を図っていると先ほど御説明がありましたので、ぜひとも丁寧なフォローをいただきながらですね、やはり移住・定住促進の啓発を含めて対応いただきたいなということで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

〇小泉委員長 ほかにございませんか。

よろしいですか。

それでは、以上で高倉委員の通告に関する質疑を終わらせていただきます。

次に、土田委員から発言を願います。

ごめんなさい, 松本委員。

〇松本委員 あと2人残っているところなんですけれども、この委員会というものは、まず当初予算でしょう。これについてのどのように使われて、そのお金が足りたのか、足りないのか、減額になったのか、これがこの委員会の決算審査じゃないですか。だから、これからの進め方、委員長ね、あとお2人さん残っていますけれども、まず当初予算の金額、それぞれの皆さん方の、それがどのように正確に使われたのか。冒頭私も申し上げましたように、そういう質問をしたらば、以前にとんとんだなんてという答弁も返ってきたんだけれども、1円たりとも公金なんだから、それがこの決算特別委員会の審査の内容と私は思っているんですよ、委員長ね。ですから、その辺のところを整理しながら、委員長のほうで取り計らっていただきたい、このように思います。すみません。

- 〇小泉委員長 土田委員。
- ○土田委員 発言の前に1つだけいいですか。
- 〇小泉委員長 はい。
- **〇土田委員** 松本委員さんのおっしゃられた御意見等,どうなるのか分からないんですけれども,決算特別 委員会というのは,私たち市議会議員が昨年度どんな事業に私たちの税金,予算が使われたのかというとこ

ろをしっかりと精査するべく組まれている委員会だと認識していますが、その点はそのとおりですよね。 [「それはかまわないよ」と呼ぶ者あり]

- **〇土田委員** はい、分かりました。
- **〇小泉委員長** はい、そのとおりです。よろしいですか。
- O土田委員 はい、ごめんなさい。
- **〇小泉委員長** ただいま松本委員、土田委員からも御発言がありましたけれども、昨年度決算に関する質問 ということで、皆さんの御了解をいただいた上での質疑をお願いをいたします。また、執行部におかれましても端的に答弁をお願いいたします。

それでは、土田委員からの発言を願います。

〇土田委員 通告に従いまして質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、1番、歳入、市税につきましては、市税の滞納等々の資料、請求資料1ページ、3ページまで丁寧に作っていただき、ありがとうございました。

この中で、3ページですけれども、茨城租税債権管理機構に昨年度委託した件数等について、中身を少し 教えていただけますか。

- 〇小泉委員長 村沢収税課長。
- **〇村沢収税課長** ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

令和4年度に茨城租税債権管理機構へ移管しました件数は56件でございます。このうち国民健康保険税を含むものは47件でございます。

以上でございます。

- 〇小泉委員長 土田委員。
- **〇土田委員** ありがとうございます。

この56件中, 国保税が47件という御答弁をいただきました。茨城租税債権管理機構は基本的には国保税の徴収は受けないという前提で運営されている中で, 市町村からほかのものとセットで委託されればやっているというような返事をいただいているんですけれども, 国保税につきましては本当に負担が重くて, 滞納せざるを得ない世帯が多い中で, こちらは本当にもう厳しい取立てで, 様々問題が起きている機構ですので, 国保税をこれほど租税債権管理機構に委託してしまうのはいかがなものかと思っております。これは意見ですので, 意見を述べさせていただきまして, 次にいきます。

市債につきましては、高倉委員さんとも少しかぶっていきましたので、1つだけお聞きします。過去、以前は市債については利率の有利なほうに借換えをしたりとかいう負担を減らすための努力もされていたかと 思うんですけれども、昨年度のそういった現状はどのようなことでしょうか。

- 〇小泉委員長 佐藤財政課長。
- ○佐藤財政課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

市債につきましては、まず公的資金のほうは委員御指摘のとおり、かつて補償金を免除する特例措置とい うのがありまして、やっておりましたが、現在は、その特例措置が終了したことや、利率の高い市債の償還 が進捗し、残高が少なくなっていることから、公的資金については借換えを実施しておりません。また、民 間資金につきましては、令和2年度まで発行していた住民参加型市場公募債を一括償還するのに令和4年度 決算で3億7,500万円の借入債を発行しておりますが、その他のものについては、やはり利率が高いも のは既に償還がほぼ終了していることから、借換えは実施しておりません。

- 〇小泉委員長 土田委員。
- **〇土田委員** ありがとうございました。

3番目の職員体制につきましては、こちらもやはり昨日、松本委員さんと質問が少しかぶりましたので、8ページ、9ページに資料を出していただきましたけれども、気になっていました女性管理職員さんも昨年度少し増えてきています。まだまだ目標には届いてないと思いますけども、引き続き頑張っていただきたいということで、これは割愛しまして、次にいきます。

4大プロジェクトについてという通告をさせていただきまして、まず、資料の12ページ、市役所新庁舎の昨年度の工事請負費を出していただきましたけれども、昨年度のこの工事請負費の中身について教えてください。

- **〇小泉委員長** それは市民会館ですよね,市役所じゃなくて。
- **〇土田委員** 市役所の13ページです。
- **〇小泉委員長** 加藤財産活用課長。
- **〇加藤財産活用課長** ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

資料13ページをお願いいたします。

市役所新庁舎の工事請負としまして、令和4年度は1,144万円執行しておりますが、その内容について御説明申し上げます。

令和4年4月の機構改変に伴い、新たにこども部が設置されたことにより、こども部長室や相談ブースの新設など、1階から3階のフロアにおいて、それぞれ一部レイアウトの変更とあわせて、これによる電気設備等の必要となる設備の改修工事を行ったものでございます。

説明は以上です。

- **〇小泉委員長** 土田委員。
- **〇土田委員** ありがとうございます。

続きまして、14ページ、こちらは東町アダストリアみとアリーナのほうですけれども、資料を頂きまして、ありがとうございます。こちらも2番目の工事費、補修費のところの中身を教えていただけますか。

- 〇小泉委員長 讃井体育施設整備課長。
- ○讃井体育施設整備課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

東町運動公園におきまして、令和4年度の主な工事につきましては、体育館のメインアリーナにおいてセンターコートのみを照らす照明設備設置工事を行っております。また、修繕費につきましては、落雷等もありましたので、これの防犯カメラの修繕工事を行っております。

以上になります。

- 〇小泉委員長 土田委員。
- **〇土田委員** ありがとうございます。

もう一つは、市民会館、11ページ、12ページと、こちらも丁寧な資料を作っていただき、ありがとう ございました。

1点だけお聞きします。1の(3)の工事請負費の中の情報通信環境整備工事でありますけれども、この工事はどういったことだったのか御説明をお願いします。

- 〇小泉委員長 須藤参事兼新市民会館整備課長。
- **〇須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長** ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

以上です。

- 〇小泉委員長 土田委員。
- **〇土田委員** ありがとうございます。

市民会館が開館しまして、電話が通じにくいという声が結構聞こえてきているんですけれども、ここら辺はこの工事では対応できなかったんでしょうか。

- **〇小泉委員長** 須藤参事兼新市民会館整備課長。
- ○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 ただいまの質問にお答えします。

電話がつながりにくいという状況が開館当初見受けられているところでございましたけれども、電話の回 線の増設などを行いまして、徐々に改善を図っているところでございます。

以上です。

- 〇小泉委員長 土田委員。
- **〇土田委員** ありがとうございます。

続きまして、市民センターについて通告をいたしました。請求資料の18ページから21ページ、また丁寧な資料を作っていただきまして、ありがとうございました。

ちょっと朝急いで見たので、あれなんですけれども、1 点だけお聞きしたいことがあります。決算資料⑥ のほうの 9 1 ページに修繕料ってありまして、こちらの修繕料が 1 , 5 0 4 π 4 , 0 1 0 円となっていまして、今回細かく出していただきました修繕の工事の合計が 1 , 3 0 2 π 9 , 3 5 6 円ということで、少し差が出ているんですけれども、この差は何なのか教えていただけますでしょうか。

- 〇小泉委員長 白石参事兼市民生活課長。
- **〇白石市民協働部参事兼市民生活課長** ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

土田委員から資料の請求がございました令和4年度市民センターの補修費の内訳につきましては、市民センターの施設の老朽化に伴う施設本体の修繕の内訳でございまして、こちらが73件で、1,302万9,356円でございます。一方、今お話がございました決算書⑥、91ページの金額につきましては、市民センター費の修繕費の全体の金額でございまして、提出資料と決算書の金額の差は201万4,654円でございまして、備品の修繕や公用車の点検、修繕など、55件分の金額でございます。

以上でございます。

- 〇小泉委員長 土田委員。
- **〇土田委員** ありがとうございます。

市民センター本体以外の部分がこれとは違うところに載っているということですよね。ありがとうございました。

続きまして、6番目にこども政策についてということで通告をいたしました。子どもに関わる部分について幾つかお聞きしたいと思います。

まず初めに、請求資料では、23ページに詳しく、わんぱーく、はみんぐぱーくの資料を作っていただきました。こちらで一番下の部分になりますけども、育児相談の件数が令和3年度511件から、昨年度は876件と大きく増えているようですけれども、ここら辺の状況について御説明をいただけますか。

- 〇小泉委員長 深谷こども政策課長。
- **〇深谷こども政策課長** ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

令和3年度に比べて、令和4年度の育児相談が増加した背景には、コロナ禍で外出を控え、情報交換の機会がない親たちが、子どもや自分自身に対する相談を行ったものと推察いたします。

説明は以上です。

- 〇小泉委員長 土田委員。
- **〇土田委員** ありがとうございます。

分かりました。コロナ以前の体制に戻りつつあるという感じで受け止めればいいですかね。

じゃ,もう一つお聞きします。放課後児童健全育成事業につきましても資料を頂きました。頂いた資料の うち26ページの民間学童クラブへの支援員さんへの処遇改善臨時特例補助金がありますけれども,こちら の昨年度対象人数,交付の実績等々について簡単に御説明をお願いします。

- 〇小泉委員長 深谷こども政策課長。
- ○深谷こども政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

民間学童クラブにおける放課後児童支援員等処遇改善臨時特例補助金の対象者につきましては、15学級、91人でございました。

- 〇小泉委員長 土田委員。
- **〇土田委員** ありがとうございます。

続きまして、水戸市の放課後学級のほうで、28ページ、29ページに、こちらも詳しく資料を出していただいて、ありがとうございました。

この中で,まず1つお聞きしたいんですけれども,各学級定員が40人ということになっておりますけれども,例えば25番目の渡里小学校すくすくクラブは登録が113人,にこにこクラブが95人と,酒門小学校のすくすくクラブも93人という形で,朝急いで数えたんですけれども,定員の倍以上,80人以上ある学級が12クラスもありまして,また,定員の倍にはなっていないけれども,79人とか78人とかぎりぎり倍というのも加えますと,15クラスぐらいが定員の倍以上の登録人数になっているんですけれども,この状況についてはどういうことになっているのか御説明をお願いします。

〇小泉委員長 深谷こども政策課長。

〇深谷こども政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

令和4年度の放課後学級における登録事業に対する利用児童の各学校の利用率は平均45%となってございます。

説明は以上です。

- 〇小泉委員長 十田委員。
- **〇土田委員** いっぱい登録しているけれども、利用率が45%程度だから大丈夫なんだということでしょうか。
- 〇小泉委員長 深谷こども政策課長。
- ○深谷こども政策課長 はい, そのとおりでございます。
- 〇小泉委員長 土田委員。
- **〇土田委員** そういうお答えだったんですけれども、実際に現場に行っていただきますと、本当に狭い教室にあふれ返っている教室が多々あります。この定員、待機児童ゼロということで、どんどん入れちゃっているという言い方は悪いですけれども、どんどん登録は市では受けておいて、教室自体はなかなか増えていない、狭い中にぎゅうぎゅう詰めのクラスがいっぱいあるという現状を見ますと、本当にここは考えて、しっかりと改善して、子どもが健やかに、伸びやかに過ごせる放課後学級を水戸市としてしっかりと構築していくべき事業だという意見を言わせていただきます。

次の質問ですけども、30ページ、同じくこちらも全て民間委託となりまして、2年、3年たつんですかね。A地区からE地区まで区画を分けまして、それぞれ民間事業者、違う事業者に委託しているかと思うんですけれども、この委託をしている期間というのはどうなっているでしょうか、お願いします。

- 〇小泉委員長 深谷こども政策課長。
- **〇深谷こども政策課長** ただいまの御質問にお答えいたします。

A地区、B地区につきましては、令和2年度から4年度の3年間、C地区、D地区、E地区につきましては、令和3年度から5年度の3年間となってございます。

説明は以上です。

- 〇小泉委員長 土田委員。
- **〇土田委員** ありがとうございました。

じゃ,同じく資料の22ページで,こちら,こども発達支援センターの資料も詳しく出していただきました。昨年度の状況等を簡単に御説明願えますか。

- 〇小泉委員長 大久保参事兼子育て支援課長。
- **〇大久保こども部福祉事務所参事兼子育て支援課長** ただいまの土田委員の御質問にお答えをいたします。

こども発達支援センターの令和3年度から4年度にかけましての利用実績でございます。センター1か所、 そして分室4か所の体制は変更してございませんが、3年度、浜田分室と常磐分室がございましたが、幼稚 園型の認定こども園への移行がございまして、こちらの2施設が廃止となりました。新たに専用施設といた しまして、百合が丘分室、そして妻里分室を新設したところでございます。これに伴いまして、分室を言語 教室を1教室から2教室へ増設をいたしました。4年度の利用実績につきましては、電話相談、個別相談、 グループ療育, 言語指導ともに前年度から大きく増加をしておりまして, 特に分室における言語教室の利用者が大きく増加しているような状況でございます。未就学児の療育体制の充実に努めているところでございます。

以上でございます。

〇小泉委員長 土田委員。

〇土田委員 ありがとうございました。

この子どもの発達支援につきましては、今定例会の本会議でも何人もの議員さんから質問が出ていました けれども、本当に大切なこれからしっかり頑張らなきゃいけない事業だと思いますので、引き続き頑張って ください。

7番目,女性・家庭児童相談につきまして通告をいたしまして、資料を出していただき、ありがとうございました。こちらも昨日の綿引委員さんと聞きたいことが少しかぶっておりましたので、この質問は割愛します。

次,8番,高齢福祉につきまして、請求資料で言いますと33ページ、まず、いきいき交流センターにつきまして資料を出していただきました。しばらくコロナで何かなかなか活用されない時期が続きましたけど、 昨年は少し落ち着いたかと思うんですけれども、昨年の状況はどんなだったかをお願いします。

〇小泉委員長 小林高齢福祉課長。

〇小林高齢福祉課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

令和4年度の利用実績につきましては、資料の上段のほうにございますように、7施設あわせまして 1058,516人となっております。平成30年度や令和元年度のコロナ前の利用水準まで回復しておりませんが、令和3年度と比較しまして、約157,800人増加しております。増加理由といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年度は約1か月半、施設を閉館している期間がございましたが、令和4年度につきましては閉館日がなかったこと、それから、高齢者のワクチン接種が進みまして、日常を取り戻そうという意識の変化などによる利用の増と考えております。

以上でございます。

〇小泉委員長 土田委員。

〇土田委員 ありがとうございます。

いきいき交流センターにつきましては、本当に高齢の方々の健康維持、心の栄養ということで、大事な施設だと思います。コロナ感染症等々心配なこともあると思いますけれども、感染症対策等々をしっかりしながら、より多くの皆さんが活用できる施設になるように御努力いただきたいと申し上げまして、次に、34ページに、昨年度から敬老会が福寿のつどいとして変わって、資料を出していただきました。この資料を見させていただきましたところ、やっぱり従来の敬老会に比べまして、昨年度の福寿のつどい、例えば令和3年度で比べますと1、326万3、400円少ない補助額となっております。

一方で、出席率を見ますと、令和元年にコロナで何もなかったときはあれでしたけど、平成30年度のを 出してもらったのと比べますと、出席率が上がったということはなく、下がっているという状況でありまし て、これは文教福祉委員会でも多々いろんな委員さんから議論があったところでありますが、今年も私も何 件か福寿のつどいに行きましたけれども、5年ごとに限定するというやり方で、次に会えるのはほとんど皆 さん5年後ですねと言ってお別れするのは本当に寂しくて、これはぜひとも見直しを考えていただきたいと いう意見だけ言わせていただきまして、終わります。

次に、9番目、生活保護につきましては、次のページ、35ページからまた詳しい資料を出していただきました。ありがとうございます。

1点だけお聞きします。35ページの最初の表のところなんですけれども、生活保護相談件数、昨年度 1,531件に対しまして、保護の申請が531件、保護開始が460件と、かなり差があるというか、少ない感じがするんですよ。この辺の理由というか事情について教えてください。

〇小泉委員長 國井生活福祉課長。

○國井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

相談件数と申請件数に差が生じる理由といたしましては、相談者が申請に至るまでに複数回相談を受けるケースがあるためでございます。例としましては、相談者の意思で申請書を一旦持ち帰り、後日申請する場合が多いことや、収入や資産等の状況から、相談時点においては要保護状態にないケースなど、申請までに複数回相談を受ける場合もあるために、相談件数と申請件数に違いが生じることになります。

説明は以上でございます。

〇小泉委員長 土田委員。

〇土田委員 ありがとうございます。

何回も来る回数と実際の数が違うという認識でいいですか。生活保護を受けたくても、水際ではねられて、なかなか受けられないなんていう話がよくあちこちで聞かれていますけども、そこら辺は丁寧に対応していただき、そういうことがないようにお願いしたいと思います。

たくさんあるので、次にいきます。

10番目に通告しました動物愛護センターにつきましては、次の37ページから資料を出していただきました。ありがとうございます。

まず1つ、この2番目の不妊去勢手術費用の補助実績の部分について伺いたいと思います。

不幸な犬猫をなくすには、やっぱり不妊去勢手術を徹底していくことが遠回りでも最大の策だと私も考えていますけれども、推移で見ますと、少し減ってきているのかなという印象があるのと、あと、補助の枠というのが年間でどこまで利用したか枠があると思うんですよ。その予算の枠いっぱい使われていて、この状況なのか、その辺ちょっと詳しくお願いします。

〇小泉委員長 前田技監兼保健衛生課長。

○前田保健医療部保健所技監兼保健衛生課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

飼い犬、飼い猫の不妊去勢手術費用の補助につきましては、これは令和2年の動物愛護センター開設以降、3年間予算の執行状況等を見ながら、予算を上手に使ってきたんですけども、現状で申請者数等を踏まえますと、予算が不足しているのが分かってきましたので、令和5年度予算につきましては増額をさせていただきまして、事業を進めているところでございます。

以上です。

- 〇小泉委員長 土田委員。
- **〇土田委員** ありがとうございます。

ごめんなさい、1個だけ確認です。この予算枠はいっぱいいっぱい使っていて、あとは間に合わなかった 方が結構いらっしゃるという認識でいいですか。

- 〇小泉委員長 前田技監兼保健衛生課長。
- **○前田保健医療部保健所技監兼保健衛生課長** お答えいたします。

御指摘のとおりでございます。

- 〇小泉委員長 土田委員。
- **〇土田委員** ありがとうございます。

動物愛護センターでは、この飼い犬、飼い猫の手術に加えて、飼い主のいない猫の手術などにも取り組み 始められていますので、しっかりと頑張っていただきたいと思います。

あともう1点聞きます。39ページに動物愛護センターでの収容及び処分の状況について詳しく出していただきました。それで、私、昨年度も決算特別委員会だったので、この収容状況について見せていただいたときに、令和2年度、3年度、夏場に犬が毎月のように亡くなっている時期というのがあって、ちょっと心配したんですけれども、昨年度は犬の収容中死亡はゼロだったということで、あれは状況が改善されたか何か努力があったんでしょうか。

- **〇小泉委員長** 前田技監兼保健衛生課長。
- **〇前田保健医療部保健所技監兼保健衛生課長** ただいまの御質問にお答えをいたします。

令和4年度につきまして、衰弱の著しい犬が少なかったのかどうかよく分からないんですけれども、いずれにしましても、職員の努力によりゼロを達成していると思っております。

以上です。

- 〇小泉委員長 土田委員。
- **〇土田委員** ありがとうございました。

そうしますと、昨年度も引き続き開設以来、殺処分についてはゼロを維持しているということでよろしい でしょうか。

- **〇小泉委員長** 前田保健衛生課長。
- ○前田保健医療部保健所技監兼保健衛生課長 お答えします。

そのとおり、ゼロを継続しております。

- 〇小泉委員長 土田委員。
- **〇土田委員** ありがとうございます。

引き続き頑張っていただきたいと思います。

次にいきます。

11番目に生活道路・通学路の安全対策ということで通告をいたしました。 資料としましては40ページ, 41ページに出していただき, ありがとうございます。

狭あい道路の整備につきましては、本当に身近に市民に要望の強いもので、なかなか進まないという声も

聞こえる事業でありますけれども、昨年度の状況と少し資料の説明をお願いします。

- 〇小泉委員長 小田生活道路整備課長。
- **〇小田生活道路整備課長** ただいまの土田委員の御質問にお答えします。

表の一番右側、令和4年度におきましては、委託料で26路線の現地測量を行いました。

次に、工事費が23路線の整備工事を行いました。

次に、その他で、内訳としましては、用地補償費と附帯事務費になります。

最後に、合計で令和4年度は3億7,522万7,304円の事業費でございました。前年度、令和3年度との比較では、令和3年度は委託費が多く、その分工事費が少ない事業費の合計に対して、令和4年度は委託成果の進捗に伴い、委託費を減とし、用地補償費を増、さらには工事費も増とした合計額になっております。事業費の推移といたしましては、1つの路線で現地測量、用地交渉、整備工事の流れで進めており、各路線の進捗にあわせた効率的な整備により進めているところでございます。

説明は以上でございます。

- 〇小泉委員長 土田委員。
- **〇土田委員** ありがとうございます。

そうすると、昨年度は工事のほうは割とこれまでよりはスピードアップしたということでよろしいですか。 ありがとうございます。引き続きスピードアップ、大変でしょうけれども、頑張っていただきたいと思いま す。通学路の安全対策工事のほうにつきましても出していただきましたので、資料の説明をお願いします。

- 〇小泉委員長 上田技監兼建設計画課長。
- **〇上田建設部技監兼建設計画課長** お答えいたします。

通学路の安全対策につきましては、表の記載のとおり、歩道新設改良工事としまして、令和2年度に4路線、令和3年度に4路線、令和4年度に3路線の安全対策工事を実施してまいりました。

次のページをお願いいたします。

こちらの資料につきましても、水戸市通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の安全対策としまして、 市内34か所において、カーブミラー、道路照明等、防護柵、路面標示、グリーンライン等の安全対策を行ってきたところでございます。

以上でございます。

- 〇小泉委員長 土田委員。
- **〇土田委員** ありがとうございます。

通学路の安全対策につきましては、本当に急がなければならない、どんどんやらなければならない事業だと思いますけれども、本当に頑張ってくださっていることと思いますけれども、引き続き子どもたちの安全 確保を最優先に事業を進めていただけますようお願いいたしまして、次にいきます。

12番目に、住宅政策及び市営住宅についてということで通告をいたしました。次の43ページから詳し い資料を作っていただきました。ありがとうございました。

それで、ちょっと朝、資料のほうをよく見る時間もなくて申し訳ないんですけれども、1つだけ市営住宅のほうでお聞きします。48ページの一番最後のところに長寿命化型改修工事費というのがありますが、こ

の長寿命化型改修工事につきまして、どういったものなのか、どういったところで、どういったことをされているのか内容を教えてください。

- 〇小泉委員長 潮田住宅政策課長。
- **○潮田住宅政策課長** ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

市営住宅の長寿命化型改修工事の場所と内容についてお答えいたします。

令和4年度に実施しました長寿命化型改修工事につきましては、平須住宅において3棟の屋根、外壁工事を行っており、また、5棟の共用棟改修工事を行っております。河和田住宅において、3棟の給水管の改修工事、また、緑岡第1住宅において昇降機改修工事を実施しております。

説明は以上でございます。

- 〇小泉委員長 土田委員。
- **〇土田委員** ありがとうございます。

市営住宅につきましてもかなり老朽化が進んでいて住みづらいところがあったりとか、いろいろあると思うので、引き続き住みやすい市営住宅にしていく立場で頑張っていただきたいと思います。

次に、その次のページ、49ページに資料を出していただきました。通告では13番目、千波湖導水につきまして伺います。この資料のほうから1つだけ伺います。4番目の千波湖水質浄化に係る桜川水位調整業務委託費の推移というのを出していただきましたけれども、この推移を見ますと、昨年度の数字が大分大きくなっているように読んだんですけれども、この理由を説明してください。

- 〇小泉委員長 鶴井公園緑地課長。
- ○鶴井公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

本委託は、千波湖導水を実現するために、桜川の水位を保つ目的で、柳堤堰や備前堀機場などの操作を行う業務でございます。これらの施設は気象条件や桜川の水量によって操作回数が変わってまいります。御質問の令和4年度の委託費が大きくなった理由でございますが、令和3年度と比較しまして、施設の操作回数が増加したことや、電気単価が値上げしたことによりまして、操作に関わります人件費及び電気料金が増大したことが主な原因となってございます。

以上でございます。

- 〇小泉委員長 土田委員。
- **〇土田委員** ありがとうございます。

分かりました。エネルギー高騰の影響ですね、ありがとうございます。

続きまして、14番目、泉町1丁目北地区再開発事業等についてということで通告をいたしました。 50ページから52ページまで、詳しく資料を出していただきまして、ありがとうございました。これもちょっとあまり時間がないので、1つだけお聞きします。51ページの補助金の部分、防災まちづくり優良建築物等整備事業補助金のところの中身の説明をお願いします。

- **〇小泉委員長** 大森技監兼泉町周辺地区開発事務所長。
- ○大森都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。 こちらに記載があります防災まちづくり優良建築物等整備事業補助金につきましては、国道50号の市街

地の中でですね、水戸京成百貨店の道路を挟んだ東側の並びで進めております泉町1丁目広小路地区優良建築物等整備事業におきまして、令和4年度に実施した既存建物の解体工事に対する補助金として支出してございます。

以上です。

- 〇小泉委員長 十田委員。
- **〇土田委員** ありがとうございます。

じゃ、時間がないので、次にいきます。

15番目に、プール学習及び学校施設についてということで通告をいたしました。53ページから56ページまで資料を出していただきました。

まず、水泳学習についてお聞きします。資料でいいますと54ページになるのかな。昨年度は学校プールだけじゃなくて、校外プールの水泳授業が開始された年度だと思います。その校外プールが始まったことに関わりまして、昨年度の子どもたちの水泳学習の実施状況について教えてください。

- 〇小泉委員長 安田教育研究課長。
- **〇安田教育研究課長** ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

昨年度から民間施設ですとか、市有施設のプールを利用した学校が16校ございまして、それ以外の17校につきましては学校プールを利用しておりました。こちら、それぞれの違いとしましては、学校外プール施設を利用した学校につきましては、屋内のプール施設のため、天候や気候に左右されず、計画どおりに授業が実施できたところでございます。また、引き続き学校のプールを利用した学校につきましては、屋外プール施設ということもございまして、天候や気候に左右され、学校の授業の入替えなどを行ったりしながら、教員のほうで時間割を工夫した上で、何とか授業時数を確保した学校もございましたが、大体1時間から3時間程度授業時数が少なくなる学校もございました。どちらにしましても、授業の指導につきましては教員のほうが行ってまいりました。

以上でございます。

- 〇小泉委員長 土田委員。
- **〇土田委員** ありがとうございます。

あともう1点,前のページに学校プールの補修状況について出していただきました。学校プール,まだ廃止にならないプールが幾つかあると思いますし,昨年度だから,移行前のプールとかは問題があれば積極的に直していただけていたと見ていいんでしょうか。

- **〇小泉委員長** 和田技監兼学校施設課長。
- **〇和田教育委員会事務局教育部技監兼学校施設課長** お答えいたします。

学校プールについての資料のほうをお示ししたのは、令和4年度の実績でございます。こちらにつきましても、昨年度御説明したものと同様に、必要に応じて対応しているところでございます。

以上でございます。

- 〇小泉委員長 土田委員。
- **〇土田委員** ありがとうございました。

過去,水戸市の水泳授業につきましては、この学校プール廃止方針について、私どもは反対している立場 もあるんですけれども、実際に保護者やお子さんから、やっぱり夏、プールで泳ぎたいという声も聞いてい ますし、これは意見になってしまうので、子どもたちの水泳力向上のために水泳授業の充実を求めるもので あります。

もう1点、学校施設の改修につきましては、56ページにいつも補修費を出していただいています。本当に各学校をちょっとのぞきますと、ここを直してほしい、あそこを直してほしいと様々声を聞いて歩いているものですから、どうしても補修費が気になってしまうんですが、今回、昨年度は大分大きく増えてよかったと思うんですけれども、この状況と内容をお願いします。

- 〇小泉委員長 和田技監兼学校施設課長。
- **〇和田教育委員会事務局教育部技監兼学校施設課長** お答えいたします。

小中学校の施設補修の状況についてということでお答えいたします。

資料のほう、1の修繕料の執行ということで、令和4年度からはですね、老朽化する学校施設の修繕等を加速させるために、緊急安全対策事業として予算のほうを拡充いたしまして、修繕の対応のほうの強化を図っているところでございます。そのために、令和3年度までの金額に対して予算のほうを拡充した関係で、こちらのほうの決算額が大きくなっているところでございます。

以上でございます。

- 〇小泉委員長 土田委員。
- **〇土田委員** ありがとうございます。

予算が大分増えた分,工事もかなり増えましたよね。はい、分かりました。引き続き本当に子どもたちが毎日過ごすのが学校施設ですので、鋭意頑張っていただきたいと申し上げまして、次に、市立幼稚園について通告いたしました。

それで、資料のほうは57ページに出していただきました。これ、また見させていただきまして、施設の 修繕費、詳しく載せていただいているんですけど、この内訳の中でその他修繕というのが一番多いというか、 額が大きいんですけれども、このその他修繕というところについて少し御説明願えるでしょうか。

- 〇小泉委員長 松本幼児保育課長。
- **〇松本幼児保育課長** ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

令和4年度の市立幼稚園の修繕費のうち、その他修繕の内容でございますが、経年劣化等により不具合が 生じた給排水設備や空調設備等の修繕が16件、約113万円、消防設備点検等の各種点検による指摘事項 修繕が9件、約38万円でございます。

以上でございます。

- 〇小泉委員長 土田委員。
- **〇土田委員** ありがとうございます。

それほど大きくないのがここにまとまっているということですね。ありがとうございます。幼稚園につきましても次々廃園に追い込まれている今の再編計画について、私たちは反対の立場なんですけれども、もう一つだけお伺いしたいのが、既に廃園となった幼稚園がありますけれども、その幼稚園で子どもたちが使っ

ていた備品ですとか、紙芝居ですとか、そういったものはどういうふうに再利用されているのか、ちょっと確認したいのは、実は千波幼稚園が今放課後学級に変わっています。ところが、そこに幼稚園時代の紙芝居が山盛り残っていたり、遊具が残っていたりという状況なんですけれども、建物だけじゃなくて、そういった備品も使えるものはきちんと再利用していくべきと考えるんですけれども、そこら辺はどういった対応をされてきているのでしょうか。

- 〇小泉委員長 松本幼児保育課長。
- ○松本幼児保育課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

今まで廃止になった幼稚園の備品等につきましては、今の現在ある幼児教育や保育施設の中で再度利用できるようにしているところでございますが、今御質問のありました旧千波幼稚園の紙芝居につきましては、図書館と連携しまして、市民へのリサイクルや配付などにということで今予定を進めております。

- 以上でございます。 〇小泉委員長 土田委員。
- **〇土田委員** ありがとうございました。

私たちは反対していますけれども、これからまた廃園になる幼稚園も出てくるときに、そういったところの活用をぜひ頑張っていただきたいという意見を申し上げまして、次に、学校給食について通告をいたしました。

資料としましては58ページに出していただきました。私自身、子どもたちが大好きだった給食のメニューのソフト麺の会社がなくなって、水戸市でソフト麺の提供ができなくなった頃に議員になりましたので、ぜひこのソフト麺の提供を復活していただきたいという思いで質問を重ねてきていますけれども、令和3年度の段階だと年に何とか1回出せているということでしたけれども、昨年度も変わりないのでしょうか、その辺お願いします。

- 〇小泉委員長 相沢学校保健給食課長。
- **〇相沢学校保健給食課長** ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

令和4年度のソフト麺の提供回数につきましては、令和3年度と同様、各学校、年1回ずつの提供となっております。このソフト麺の提供につきましては、現在本市におきましては、笠間市の麺業者からソフト麺を調達しておりまして、この当該業者につきましては、本市以外にも9つの市や町に対して納品を行っていることから、本市の食数を考えますと、1年度当たり各学校で1回ずつの提供となっております。提供回数を増やすことは困難だという状況にございます。

以上でございます。

- 〇小泉委員長 土田委員。
- **〇土田委員** ありがとうございました。

なかなか厳しいということですね。ただ、茨城県学校給食会のほう、茨城県自体で見ますとこっちの私たちの水戸市とかひたちなか市とか県央のほうはソフト麺の会社がなくなっちゃって、もうこんな目に遭っていますけれども、県西のほうでは地場産の小麦を使ったソフト麺を結構出されているという状況で、全体で見ますと偏りがある状況なので、難しいかと思いますけれども、茨城県のほうにも強く要請するとか、お願

いするとか, そういったことも鋭意行っていただいて, せめてもう一回ぐらい増やせるように努力いただき たいという意見を申し上げまして, 次にいきます。

18番目は教育相談・児童支援についてと通告いたしました。そして、59ページから60ページ、また、 しっかりと丁寧な資料を作っていただきまして、ありがとうございました。

この中で、1つ資料の番号で言うと、真ん中辺、2番目の適応指導教室「うめの香ひろば」の状況について少し伺いたいと思います。昨年度から対象学年が少し広がった、そういう年度だったかと思うんですけれども、この数字を見ると、逆に人数が減っちゃっているようなんですけれども、ここら辺の昨年度の状況、学年を広げた状況などについて少し御説明願います。

- 〇小泉委員長 安田教育研究課長。
- ○安田教育研究課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

うめの香ひろばでは令和4年度から対象学年を拡大しまして、それまでの小学校5年生から中学3年生までだったものを小学校3年生以上としたところでございます。実際昨年度の状況でございますが、59ページにございますとおり、実際に小学生が2名、中学生14名、合計16名というところでございまして、今回小学4年生に拡大はいたしましたが、実際利用はございませんでした。

- 〇小泉委員長 土田委員。
- **〇土田委員** 拡大したけれど、利用されなかった。拡大したということは周知はされているのか。周知しているけれど、実際に声が上がってこないという状況なのか、そこら辺は。
- 〇小泉委員長 安田教育研究課長。
- **○安田教育研究課長** こちら対象学年の拡大につきましては、学校を通してですとか、あと、もともと小学校3年生、4年生につきましては利用がございませんでしたが、教育相談室のほうで定期的に教育相談などを行っておりまして、そういった相談で関わっておりました。そういった際にこちらを拡大しますということもお伝えしておりますし、先ほどもお話ししましたとおり、学校を通してですとか、ホームページなどでもそういった周知は行ってきたところでございます。

以上でございます。

- 〇小泉委員長 土田委員。
- **〇土田委員** ありがとうございます。

続きまして、国保税につきましても61ページから詳しく資料を作っていただきました。ごめんなさい、 ちょっと資料を読み込む時間がありませんで申し訳ないんですが、取りあえず決算の黒字の状況等について 簡単に御説明願います。

- 〇小泉委員長 関根課長。
- **〇関根国保年金課長** ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

国民健康保険関係の決算状況につきましては、決算特別委員会資料②の61ページの3番、国保会計の年 度別収支を御覧願います。

令和4年度の国民健康保険会計の決算状況でございますが、歳入歳出差引額で20億1,452万1,000円の黒字となっております。

以上でございます。

- 〇小泉委員長 土田委員。
- **〇土田委員** ありがとうございます。

これ,国保会計が県単位化になったことで、黒字は減っている感じがするんですけれども、県に納めるのが大きくなったとか、そういったところの事情なんでしょうか。

- 〇小泉委員長 関根課長。
- **〇関根国保年金課長** ただいまの御質問にお答えいたします。

黒字の関係のほうだけお答えさせていただきますと、先ほど歳入歳出差引額の約20億円のうち、約16億3,000万円は前年度実質収支であります令和3年度からの繰越金ということになってございます。 単年度収支だけで見ますと約3億8,000万円で、主に国保税において滞納繰越分の税収増等による影響であったりというものがあるものでございます。

以上でございます。

- 〇小泉委員長 土田委員。
- **〇土田委員** ありがとうございます。

国保会計につきましては、ちょっと繰り返しになっちゃいますけど、被保険者に対して、収入に対してあまりにも税負担が重過ぎて払えない方が水戸市でも多くいらっしゃるという中で、この滞納部分について茨城租税債権管理機構に持っていくのは本当にやめていただきたいという意見を言わせていただきまして、もう時間がありませんので、最後、後期高齢者医療会計について1つだけお聞きします。

- 〇小泉委員長 土田委員,介護保険は。
- **〇土田委員** 介護保険につきましても、詳しい資料を出していただきましたので、時間がないので、質問を 割愛します。

最後,後期高齢者医療会計につきまして、1つだけ最後の66ページに短期被保険者証の発行数が出ています。短期被保険者証の発行の要件というか、やり方というか、期間というか、その仕組みというか、ちょっと御説明をお願いします。

- 〇小泉委員長 関根国保年金課長。
- **〇関根国保年金課長** ただいまの御質問にお答えいたします。

短期被保険者証の交付をする要件でございますが、水戸市後期高齢者医療短期被保険者証交付事業運用基準の規定に基づき、6月1日の被保険者証交付基準日において滞納となっている期別が3期以上、かつ滞納額が7万円以上などの要件に該当する方としております。

また、短期被保険者証の有効期限、こちらにつきましては6か月としまして、更新日は8月1日と2月 1日となってございます。

以上でございます。

- 〇小泉委員長 土田委員。
- **〇土田委員** ありがとうございます。

そうすると、短期被保険者証になっちゃって、6か月たってもまだ払えなかったりしても、短期被保険者

証をまた交付してもらえるという状況は続けてはいけるんでしょうか。

- 〇小泉委員長 関根課長。
- **○関根国保年金課長** ただいまの御質問にお答えいたします。

短期被保険者証対象の方につきましては、6か月の有効期限を迎える前に納付のお願いの文章のほうを同 封の上ですね、郵送にて交付のほうはしてございます。

- 〇小泉委員長 土田委員。
- **〇土田委員** ありがとうございます。

後期高齢者医療保険については、もう高齢者の方にはなくてはならないもので、保険証がないという、また滞納につきましてもなかなか大変な方が多い中で丁寧な相談をしていただきながら、必要な医療が受けられない高齢者が出ないように頑張っていただきたいと申し上げまして、以上です。ありがとうございました。

○小泉委員長 それでは、土田委員の通告に関する質疑があれば、発言を願います。

綿引委員。

〇綿引委員 すみません, ちょっと時間も過ぎていますけど, これ関連じゃないんで, ちょっと事務局, 時間止めてもらっていいですか。

今、土田委員の質疑を拝聴させていただきました。大きく分けて2点ちょっと委員長に申し上げるというか、皆さんに申し上げたいと思うんですけれども、まず、資料請求の在り方、冒頭松本委員からですね、決算特別委員会とは何ぞやというお話が出ておりましたけれども、その中でこの資料請求、これだけの資料をですね、職員の皆様が苦労してお作りになられている。もともとある資料でコピーして配るレベルのものであればいいんでしょうけれども、多分通告に従ってある程度聞き取りをなさって、その上でそれにあわせた形でこれだけの資料を作られている。それ一つ一つに関してきちんと説明を求めて、質問をして、お答えをいただくのであればまだいいかなと思いますけれども、時間がないからいいです。丁寧に作ってくれたからありがとうございます。それだけでまず済ませるのがいかがなものか。うがった見方をすれば、資料が欲しいから通告をしているんじゃないかとも受け取れるような状況が見受けられましたので、この辺に関しては委員長の差配からちょっと逸脱する部分もあるかもしれませんし、事前にですね、そういう調整をなさっているお話も、御苦労されたということも伺っておりますので、委員長ができる範囲のところでですね、いま一度整理をしていただきたいかなというのが1つ意見です。

あともう一つは、先ほどとちょっと重複しますけれども、委員会の在り方です。資料請求をして、「説明をしてください。ありがとうございました。私はこう思っています」と質疑になっていない部分が、体感ですけど半分以上、ほぼほぼ説明をしておいて、私はこう思っていますのでやってください。これ、3日間、昨日と今日の2日間で質疑を行って、最終日に総括した意見をまとめるというのがこれまでの流れだと思いますし、多分、特別委員会が立ち上がって冒頭そういう御説明をいただいていたはずなんですけれども、もうそのルールさえ守られていない。その中で、これが今回の今年だけ、今回だけのことであればいいんですけれども、私も議員になってまだ8年ですけれども、特定の会派あるいは特定の議員さんが毎回このような形を続けている。あしき慣例と言っても過言ではないと思っています。この件に関しては、委員会の在り方あるいは議員のモラルとまでは申し上げませんけれども、議員としての在り方の部分にも関わるところでご

ざいますので、委員長からどういう形になるか分かりませんけれども、議運なのか、あるいは代表者会議なのか、そちらのほうにきちんと御報告をしていただいて、そちらでですね、やっぱりこの特別委員会の在り方というものを少し議論をしていただきたいというふうに思いましたので、ちょっと関連質疑ではございませんけれども、発言をさせていただきました。

〇小泉委員長 土田委員。

〇土田委員 私に対する御意見でしたので,一言言わせていただきたいと思います。

今回の決算特別委員会では、もともとこれまで私が経験してきた中では、資料は初日に全員の分が出ました。決算で審議をする、昨年度の事業費等々を決算の審議をするというのは市議会議員の務めだと思います。決算特別委員会で請求した資料というのは、その委員のためだけの資料ではなく、委員が共有する資料だと思います。実際に公営企業会計決算特別委員会では、請求された資料を質問が始まる前に、きちんと執行部の皆さんからの説明を委員全員で受けた上での質問になっております。もともと決算特別委員会で資料請求、昨年度の事業についてどうだったのかというのは、私たち市議会議員が市民から負託を受けてきちんと精査し、チェックするべきものであります。そのために詳しく見たいということで資料請求して、出していただいてきたのがこれまでの決算特別委員会ですけれども、恐らく2年前だと思います。突然ですね、資料請求の制限がかかりました。通告にあわない資料は駄目だという。私がいなかった委員会ですけれども、それが踏襲されて、質問通告と資料を一致させるということにいつの間にかなりましたけれども、そもそも資料は決算のいろいろ様々事業の確認をするために必要であって請求をするものであって、その資料を見ながら精査するのが市議会議員の仕事であります。それで……

〇小泉委員長 土田委員,端的にお願いします。

〇土田委員 はい。私は資料請求の制限をかけた2年前の決算特別委員会はいませんでしたけれども、それ自体が市議会議員としての任務の放棄ではないかと思っておりました。それに加えて、今回さらに、それでもおかしいと思いながらも私はこのルールを守りまして、通告と資料請求をしました。ところが、直前、今朝まで出していただけない。そうすると、チェックする時間もないという状況をわざわざつくっていただいたと思っています。この決算の審議の幅を委員会が、議員が自ら狭めていくということに対してちょっとおかしいのではないかという意見を持っております。

以上です。

○小泉委員長 ただいまその件についてほかの委員さん、ありますか。

ただいま綿引委員、そして土田委員からですね、今回の決算特別委員会の進行に関して、また資料請求の 在り方、そしてまた委員会の在り方というところで種々御意見をいただいたところでありますけれども、た だいまのタイミングでは委員の関連する質疑でのお伺いでございますので、今御意見をいただいた件に関し ましては、委員会の発足後、皆様に御出席をいただいて、私、そして鬼澤副委員長で正副委員長を拝命をさ せていただきました。

また、その進め方に関しましては、その都度、皆様の御同意をいただきながら進めているところでありますし、ただいまの土田委員の資料の話もありましたけれども、そちらに関しましても、昨日、公平性の観点から、それぞれの委員の質問のときにお配りさせていただくということで皆様に御了解をいただいて進行さ

せていただいている次第だと認識をしております。

しかしながら、今そういった御意見がありましたので、これらに関しましては正副委員長におきまして、 また今後の決算特別委員会、次年以降にも影響することもありますので、ちょっと意見をまとめさせていた だいて、皆様方にまたお伝えをさせていただきたいと思います。

それでは、戻りますけれども、ただいまの土田委員の通告に関連する質疑がありましたら、お願いします。 滑川委員。

○滑川委員 時間も限られておりますので、関連として1点だけ質問をさせていただきます。

4款衛生費の動物愛護につきまして1点お聞きしたくお伺いをいたします。

資料⑦の63ページの中段にですね、今回の決算で初めて載ってくる、昨年、令和4年7月から動物愛護 寄附金の募集を開始したというふうに思っております。この点につきましてちょっと御説明をいただきたい なと思い、御質問をさせていただきます。

- 〇小泉委員長 それでは、ただいまの質問につきまして、前田技監兼保健衛生課長。
- **〇前田保健医療部保健所技監兼保健衛生課長** ただいまの御質問にお答えいたします。

委員御指摘のとおり、昨年7月から動物愛護推進を目的としました寄附金を募集したところ、数百万円に及ぶ寄附金が集まったということで、今年の3月に水戸市動物愛護基金条例を整備させていただきまして、昨年度の寄附額249万4,747円を基金に積み立てたところでございます。この基金につきましては、今年度につきましては電気メス等、それから愛護センターから譲渡する犬猫に対して、マイクロチップを装着して譲渡する等、有効に活用させていただく予定としております。

以上です。

- 〇小泉委員長 滑川委員。
- ○滑川委員 御答弁ありがとうございました。

この249万4,747円ということで、寄附件数も140件ということで、本当にありがたい御寄附かなというふうに私も思っております。

ただ一方で、電気メスとかマイクロチップとか、これは必要なものと私は思っておりまして、流動的である寄附金に頼って動物愛護センターの運営事業、そういったものが実施されるのではなくてですね、ぜひ当初予算から、一般財源からしっかりとそういった必要経費は動物愛護の観点からも、やはり当初予算に組み込むべきだと私は思っておりますので、この寄附金というのも注視しながら、今後の予算のほうも確認をしていきたいと思います。

すみません,以上です。

〇小泉委員長 そのほかございませんか。

それでは、以上で土田委員の通告に関する質疑を終わらせていただきます。

それでは、 暫時休憩いたします。

なお、委員会の再開は午後1時30分といたしますので、御承知おきを願います。

午後 零時20分 休憩

〇小泉委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

森委員の発言に入らせていただきたいと思います。

それでは、森委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○森委員 森智世子です。よろしくお願いいたします。

通告に従い、御質問させていただきます。

まず初めに、通告の4つ目の過去5年間の地方債残高についてですが、先ほどの午前中の高倉委員の御質問と重複するような同じ趣旨、同じ意図の質問であるために、こちらのほうは割愛させていただきたいと思います。

3つあります。

1つ目としては、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金について御質問します。資料の該当ページは、⑥の歳入歳出の部分の28ページ、29ページになります。

今回は、令和4年度の歳入の考え方をお聞きして、歳出としてどういった使われ方をしたか、適切に予算が執行されていたかという観点で御質問したいと思います。

ちょっと名称が変わっていて分かりづらいんですが、28、29ページの16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の部分の備考にあるんですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というところの真ん中辺にあるやつですね。20億7、079万1、000円というところになります。これは令和4年度、国からの臨時の交付金として入ってきたものだとお聞きしておりますが、この部分の一部分が電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金とお聞きしております。この交付金ですが、コロナ禍において、原油価格とか電気料金とかが上がって困った生活者とか事業者の方の負担を軽減するための重要な国からの交付金であったと考えておりますが、そこで質問です。

新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金約20億円のうち、電力・ガス・食料品等価格高騰重点 支援地方交付金に当たる部分の金額は幾らになりますでしょうか、教えていただければと思います。

〇小泉委員長 それでは、ただいまの件について答弁を願います。

宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金につきましては、国の物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策を踏まえまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充として送付されたものでございます。こちらの配分額につきましては、5億2,651万7,000円でございます。

〇小泉委員長 森委員。

〇森委員 ありがとうございます。

20億円のうち5億円ということで御説明ありがとうございます。このお金については国から各自治体に配分される交付金ということでお聞きしておりますが、このお金の配分の考え方、どういった基準で交付金が令和4年度水戸市に配分されたのか、その配分の基準のほうを教えていただければと思います。

〇小泉委員長 宮川課長。

○宮川政策企画課長 こちらの配分につきましては、国におきまして算定式を用いて各地方自治体に計算された金額が配分されるものでございます。そちらの要素といたましては、人口や事業所数、財政指数等を勘案した算定式となっているものでございます。

以上でございます。

- 〇小泉委員長 森委員。
- **〇森委員** ありがとうございます。

国の一律の考え方で、人口とか事業所とか、あとはそういった指標とかで配分されている。そういったことで配分されて、水戸市に入ってきている交付金だということで分かりました。ここで具体的には歳出としてはどのような事業に使われていましたでしょうか、教えていただければと思います。

- **〇小泉委員長** 宮川政策企画課長。
- **○宮川政策企画課長** 主な歳出の内容でございますが、全体の考え方としまして、限られた財源の中で選択と集中の考え方の下、水戸市の実情に即し、特に緊急性が高いと考えられる分野に関して支援を行ったところでございます。新型コロナの影響により売上げの減少が続く中におきまして、燃料費や電気料の高騰の影響を大きく受けた事業者に対して幅広い支援を行ってまいりました。また、安心して子育てができる環境を維持していくため、電気、燃料等の価格高騰により運営に影響を受けている民間の幼稚園、保育所、学童クラブに対する支援のほか、人々の健康な暮らしを支える高齢者、障害者サービス事業所の運営支援を実施したところでございます。さらには水田農業を安定的に継続していく上で欠かせない農業水利施設の電気料金高騰に対応して、土地改良区への支援を実施したところでございます。

なお、先ほどの交付決定のお話でありました 5 億2, 6 5 1 万7, 0 0 0 円でございますが、こちらの全体の 2 0 億円の 5 ち、決算に係る部分につきましては 3 億7 5 1 万7, 0 0 0 円でございますので、あわせて申し添えさせていただきます。

以上でございます。

- 〇小泉委員長 森委員。
- **〇森委員** はい、承知いたしました。御説明のほどありがとうございます。

具体的に多岐にわたり物価の高騰とか、ガソリン代の高騰とかで困った事業者の方に支援していくということが分かりました。今のことを聞いて大変ピンポイントの御質問で恐縮なんですが、土地改良区さんへの支援というのがあったと思うんですけれども、そちらについて歳出の観点からお伺いしたいと思います。

会計年度、令和4年度においても猛暑が予想以上に続いたりとか、異常気象があったりとか、円安による 輸入品の物価高騰、ガソリン代の高騰、電気代の高騰などがあったと記憶しております。また、そういった ものが今年度以降も続いていくんじゃないかなということが影響が懸念されております。

谷田町とか、上大野とか、渋井町とかいった地区の市民の方々から、田んぼの水のお話というのをよくお聞きしております。田んぼに水が今年は足りないとか、去年度もそうだったと思うんですけども、電気代の高騰によって土地改良区さんが田んぼに水を引くポンプとかの稼働に影響が出ているんじゃないかというような心配の声も聞かれたりしておりまして、そういったところから、土地改良区さんの積算の根拠と、その支援した期間などについて教えていただきたいと思います。

- **〇小泉委員長** 昨年度のことでよろしいですか。
- 〇森委員 昨年度, 令和4年度ですね。
- **〇小泉委員長** 三村農業環境整備課長。
- ○三村農業環境整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

土地改良区等緊急支援につきましては、コロナウイルス感染症による緊急支援といたしまして、電気料金 高騰の影響により、厳しい経営環境に置かれている土地改良区に対し、支援金を支給したものでございます。 委員御質問の土地改良区に支給した支援金の積算根拠でございますが、本支援金は、令和4年4月から 9月と、前年度同時期の用水機場等に係る電気料金の差額を算出基礎として支給したものでございます。 以上でございます。

- 〇小泉委員長 森委員。
- **〇森委員** 御解答いただき,ありがとうございます。

再度確認ですが、令和3年度と4年度の電気代を比較して、領収書を基に実際の金額を差額で支払っているということで間違いないでしょうか。

- 〇小泉委員長 三村課長。
- **〇三村農業環境整備課長** ただいまの質問にお答えいたします。

電気料金に関しましては、電気料金の領収書等などの差額を確認しております。 以上でございます。

- 〇小泉委員長 森委員。
- **〇森委員** 金額については幾らぐらいになるか教えていただければと思います。
- **〇小泉委員長** 三村課長。
- ○三村農業環境整備課長 ただいまの質問についてお答えいたします。

土地改良区等緊急支援につきまして、支出した支援金の額につきましては、土地改良区に1,614万6,000円、水利組合に228万8,000円、あわせて1,843万4,000円でございます。 以上でございます。

- 〇小泉委員長 森委員。
- **〇森委員** 金額のほうありがとうございます。

おおむね領収書等で精算をしてということですので、適切に支出されているということで理解いたしました。今後も猛暑や大雨など異常気象等があるかと思いますので、新しい地域課題とかが年々増加してきているということ、また、不測の事態ということに対応するということもありますので、臨時交付金などの国の予算の活用、そういったものを効率的に進めていただき、物価高騰、原油価格の高騰、そういったことで困っている方に適切に、迅速に予算執行を実施していただけるように、そういうものを活用していただければなと思います。

次に、2つ目の質問として、市税収入における滞納繰越分の収納率について質問します。

該当ページは⑦の8ページになります。

こちらの8ページのほうに第5表というのがあるんですが、市税収入状況というものがありまして、これ

は、全体の調定額に対する決算額の割合である収納率というのは令和4年度では97.8%ということで、 年々上がってきている。収入未済額も減ってきているということで、先ほどの午前中の説明にもあったかと 思うんですけれども、こちらのほうは収納事務とかが適切に行われていて、水戸市の担当課の方が日々努力 されているのかなと思いました。

そういった背景の中で、⑦の8ページの第5表の下の2行目辺り、滞納繰越分というのがあるんですけれども、この滞納繰越分について着目して御質問させていただきます。

令和4年度が35.7%,令和3年度が44.8%となっておりまして、おおむね30%から40%で推移していると表から分かりますが、この市税の滞納繰越分が生じてしまう背景及びその状況について教えてください。また、どんな人が滞納繰越になってしまうのか、そういったことが分かれば教えていただきたいと思います。

〇小泉委員長 村沢収税課長。

〇村沢収税課長 ただいまの森委員の御質問にお答えいたします。

現年度分、滞納繰越分をあわせました市税収納率は、平成23年度から右肩上がりで推移しており、収納率の向上に伴い、収入未済額も減少を続けております。令和4年度の収納率は現年度分、滞納繰越分あわせて97.8%でございます。

また、滞納繰越分の収納率も平成22年度には14.8%であったものが、増減を繰り返し、令和4年度は35.7%となっております。

次に、滞納者の状況につきましては、現在、無職である、アルバイトをしているが、収入が少なく生活が厳しいなど、納めたくても納められない方や、その一方で、納税資力があるにもかかわらず、納めない方など、様々でございます。そのため、しっかりと見極めながら、差押えや執行停止の判断を行っているものでございます。

以上でございます。

〇小泉委員長 森委員。

〇森委員 ありがとうございます。

納めたくても納められない方などいらっしゃって、やっぱり執行停止というのはすごく難しい判断になってくるかと思うんですが、再度確認させていただきたいんですけども、滞納整理のやり方等について、詳しく御説明いただければと思うんですが。

〇小泉委員長 村沢収税課長。

〇村沢収税課長 ただいまの森委員の御質問にお答えいたします。

市税等納期限まで納付しない場合、督促状の発送、催告や納税相談などを行っております。しかしながら、 その後も納付がない場合には、財産調査等を行い、その結果、法律により差押えが認められている財産が判 明した場合には、差押えを執行するなど、法令に基づき適切に対処しているところであります。

以上であります。

〇小泉委員長 森委員。

〇森委員 ありがとうございます。承知いたしました。

不納欠損になる場合とかがあると思うんですけれども、そういったときは何かどういったときなのかというのをお聞きしたいと思います。

〇小泉委員長 村沢課長。

○村沢収税課長 ただいまの森委員の御質問にお答えいたします。

不納欠損でございますが、差押えをする財産がない場合や、差押えをすることによって生活が著しく困窮してしてしまうおそれがある場合など、滞納処分の執行を停止し、それが3年間継続し、納税義務が消滅したもの、また、滞納している法人が廃業し、事業の再開が見込めない場合など、市税の徴収をすることができないことが明らかである場合で、納税義務を直ちに消滅させたもの、さらに徴収権の行使を行わずに5年の消滅時効が到来したものが不納欠損となるものでございます。

以上でございます。

〇小泉委員長 森委員。

〇森委員 ありがとうございます。

いろいろな御事情の方がいらっしゃって、市のほうでも執行停止とか不納欠損がある場合とかというのは すごい難しい、税の公平性という観点から難しいところがあるのかなと思いました。でも、法律にのっとっ た形で実施されているということが理解できました。

最後、質問なんですけれども、滞納繰越分ということで、滞納している方の繰越しということなので、大変徴収が難しいのかなと思うんですけれども、そのあたりどういったお考えがありますでしょうか。

〇小泉委員長 村沢収税課長。

〇村沢収税課長 ただいまの森委員の御質問にお答えいたします。

滞納繰越分につきましては、生活の困窮など、様々な理由により未納となっている方が多いため、短時間での滞納の回収は困難でありますが、引き続き滞納繰越分の縮減に向けて納税相談による生活状況の確認や、分割納付の管理、また財産調査の実施、差押えや執行停止の徹底などに努めてまいります。

以上でございます。

〇小泉委員長 森委員。

○森委員 滞納繰越分の徴収というのはすごく大変なんだなと思って、職員の方々の努力とか大変理解できました。適切に事務を執行されているのかなと思います。滞納繰越に限らずですが、支払い能力のある方ですとかにそういった方の未納を適切に処理をしていただきたいというのと、支払いの意思がある方に関して、支払いができないというような困難な方とかがいらっしゃると思いますので、そういった方の場合にはきめ細かく親切に相談に乗るとかですね、そういったことで未納者の方々の対応ということを実施していただいて、収納率の改善に努めていただければなと思います。

最後に、企業版ふるさと納税について御質問いたします。

資料該当ページは⑥の52,53,54,55ページぐらいからなんですけど、ちょっとこの通告書にはページのほうが入ってなかったんですが、備考欄に企業版ふるさと寄附金と記載されている部分になります。今回、定例会の質問でもさせていただきましたので、簡潔に質問できればと思います。寄附なので、当初予算にない部分でもあるかと思うんですが、予算がどんなふうに入ってきて、それが特定財源としてどんなふ

うに使われているのかというような観点から御質問をしたいと思います。令和4年度について、どのような 歳入が寄附として入ってきているのか。それが特定財源としてどのような事業に活用されたかというのを教 えていただければと思います。

〇小泉委員長 宮川政策企画課長。

〇宮川政策企画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

令和4年度の企業版ふるさと納税の実績としましては、全体としまして8社から総額5,280万円の寄附をいただいたところでございます。対象になった事業の主なものでございますが、伝承の味「水戸のわら納豆」を未来へつなぐプロジェクトに40万円、東町運動公園体育館機能向上事業に5,000万円、水戸市医師修学資金貸与事業に150万円などとなっているところでございます。

〇小泉委員長 森委員。

〇森委員 ありがとうございました。

地域のためになるような、そういった事業のほうが挙げられていたので、とても安心しました。そういった中で、寄附の受入れをする際の流れというか、寄附を受け入れる場合に、歳入としてあらかじめ予算措置、予算計上というものをするのか、もしくは年度当初に予想してなかった寄附とかがその後入ってくるという場合もあるかと思われますが、その場合はどうなるのか。どういうような形で寄附の受入れをされているのか、寄附の受入れについての一般的な流れでもいいので教えていただければと思います。

〇小泉委員長 宮川課長。

○宮川政策企画課長 寄附を歳入として受け入れる場合の流れでございますが、まず、企業から寄附の御相談があった場合に、本市の寄附対象事業のうち、どの事業に対して寄附を行うか、希望する事業及び寄附額を決定していただいているところでございます。事業の開始前に寄附の申出があった場合に、事業の歳出とともに財源として予算に計上しているところでございます。また、年度途中に、現在進めている事業への寄附の申出があった場合には、既に予算に計上している事業費の財源として充当しているところでございます。

〇小泉委員長 森委員。

〇森委員 寄附の受入れの流れ、御説明いただきありがとうございます。よく理解できました。

これはちょっと余談というか、余談ではないんですけれども、水戸市ではなくて、別の自治体で企業版ふるさと納税を年度当初に上げていたんだけれども、寄附の目標値というのを見込んで予算を立てていたんだけれども、寄附金が思ったように入らなくて、予定していた事業が行えなかった、もしくは別の財源などを流用して実施したというような事例も報道で聞いたことがあります。また、寄附をした企業の税金が控除されるということで、そういう制度を悪用して、そういう方はあまりいないと思うんですけれども、課税逃れのような事例があるということも報道でお聞きしたことがあります。透明性と公平性という観点から、水戸市においては適正に寄附を受け入れて、それが支出されているということが分かって確認できたと今のお話と決算書から分かりました。そういったことで、今後も継続して適切な運用がされることが極めて重要になってくるのかなと思っています。なので、企業版ふるさと納税制度というものを活用していって、財政改善という意味で歳入を増やすという観点から財源を確保するというようなことを積極的に実施していただければと思います。

以上で私からの質問は終わりにします。

- **〇小泉委員長** それでは、ただいまの森委員の通告に関連する質疑がありましたらば、発言を願います。 池田委員。
- **〇池田委員** すみません、企業版ふるさと納税について御質問させていただきます。

たくさん企業版ふるさと寄附金を頂いていると思うんですけれども、どういった企業から頂いているのか というのがちょっとお聞きできればと思います。お願いいたします。

- 〇小泉委員長 宮川政策企画課長。
- **〇宮川政策企画課長** ただいまの御質問にお答えいたします。

企業版ふるさと納税という性質上、企業の本社が所在するのは水戸市以外のところに設置されているところからの寄附でございます。主なものとして、先ほどの水戸のわら納豆を未来につなぐプロジェクトとしては、常総開発工業株式会社さん、あるいは東町運動公園体育館機能向上事業につきましては、株式会社グロービス、そして、グロービス・キャピタル・パートナーズといった企業さんからの寄附を頂いているところでございます。

以上でございます。

- 〇小泉委員長 池田委員。
- ○池田委員 ありがとうございます。

何でこういった会社が水戸市のために寄附をしてくれるのかというところを御存じでしたら教えていただきたいんですけれども、といいますのも、例えばこういった事例がどういうところの会社が水戸市に寄附をしてくれるというのが分かれば、そういったところにアプローチしていくというのも一つの手かなと思いまして、ちょっともし御存じでしたらお聞きしたいんですけども。

- 〇小泉委員長 宮川政策企画課長。
- **〇宮川政策企画課長** ただいまの御質問にお答えします。

本制度の趣旨といたしまして、地方公共団体が行う地方創生に関する取組において寄附をしていただくという事業でございます。そして、そのような性格から、水戸市の事業に対して何らか応援してくださるという、そのような企業さんからのお声がけというふうに理解しています。また、それ以外につきましても、水戸市のホームページ等で広く周知しているところでございますので、水戸市のやっている事業の中ですばらしいと感じていただける事業があれば、その企業さんからの寄附を頂きながら、その事業を進めていくことができるという形になっているものでございますので、水戸市の事業のアピールをするとともに、そういった企業さんとのお話合いといいますか、コミュニケーションを取りながら、市の事業の進捗に対して一層活用してまいりたいと考えてございます。

- **〇池田委員** ありがとうございます。
- 〇小泉委員長 そのほかございますか。

よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

〇小泉委員長 それでは、以上で森委員の通告に関する質疑を終わらせていただきます。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。 なお、明日の委員会は午前10時から開催したいと思いますので、よろしくお願いいたします。 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を散会します。 御苦労さまでした。

午後 1時57分 散会